「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第1回：根幹は「魅力ある地域づくり」

愛知県農業振興基金理事長の可知祐一郎です。農地集積・集約化と担い手の確保育成に取り組んできて、今、大きな不安を感じています。それは、「地域づくりの視点」が弱いという点です。自分たちが生活している地域、将来、子どもたちや孫たちが暮らしていく地域、そこに、もっと目を向ける必要があるのではないでしょうか。そこで、今回から、「魅力ある地域づくり」に焦点を当ててメッセージを発信していきます。新たに、「地域まるっと中間管理方式」を提案します。「地域づくり」に取り組んでいる皆様とともに考えていきたいと思います。

◎このままでは、地域の農地を守れない！

本県は、先人たちのたゆまぬ努力に加え、温暖な気候、東京・大阪の中間に位置し、名古屋市という大消費地を抱える立地条件のもと、今でも全国有数の農業県となっています。しかし、平成２６年度に実施した「生産構造分析調査」の結果を見ると、存続が危ぶまれる産地が散在しており、このままでは、地域の農地を守っていくことが難しい状況にあります。

しかし、もっと心配なことは、危機感が希薄な産地が少なからずあるということです。最近、産地関係者や農業委員会の人たちに講演する機会がよくあります。どうすれば、危機感を持ってもらえるのか。その特効薬は「現状把握と１０年後の将来予測」であると考えています。生産構造分析手法を紹介すると、参加者は熱心に耳を傾けるようになりました。

◎本県は集落営農先進県であった

担い手不在、担い手不足の地域では、「集落全員で農地を守る」という視点が必要だと思います。いわゆる「集落営農」です。実は、以前、本県は集落営農先進県でした。

平成元年から４年にかけて、私が地域農政・構造政策を担当していた頃、旧足助町の下国谷地域の集落営農は、全国でも先進的な取組であったと記憶しています。農業機械を共同利用し、各人ができる作業を行って、集落全員で農地を守っていくという取組です。会社勤めの人は土日に農作業に参加し、自営業の人は人手が必要な時には平日でも農作業に参加するという「結い」のようなものです。集落のみんなで助け合い、協力し合う相互扶助の精神で成り立っていましたが、構成員の高齢化により、いつしか集落営農の取組も消滅してしまいました。

最近、中山間地域等直接支払いの受け皿として、集落営農組織が設立されています。しかし、集落全員で農地を守る組織にはなっていないように感じます。

「集落全員で農地を守る」という共通認識を持ち、集落営農組織の設立を急ぐ必要があります。しかし、地域に若者がいなければ、５年先、１０年先はどうなるのでしょうか。先ずはＵターン、次にＩターンにより、意欲ある若者を地域に呼び込む取組を真剣に進めていかねばなりません。そのために必要なことは何か。根幹は「魅力ある地域づくり」であると考えます。（次回に続く）

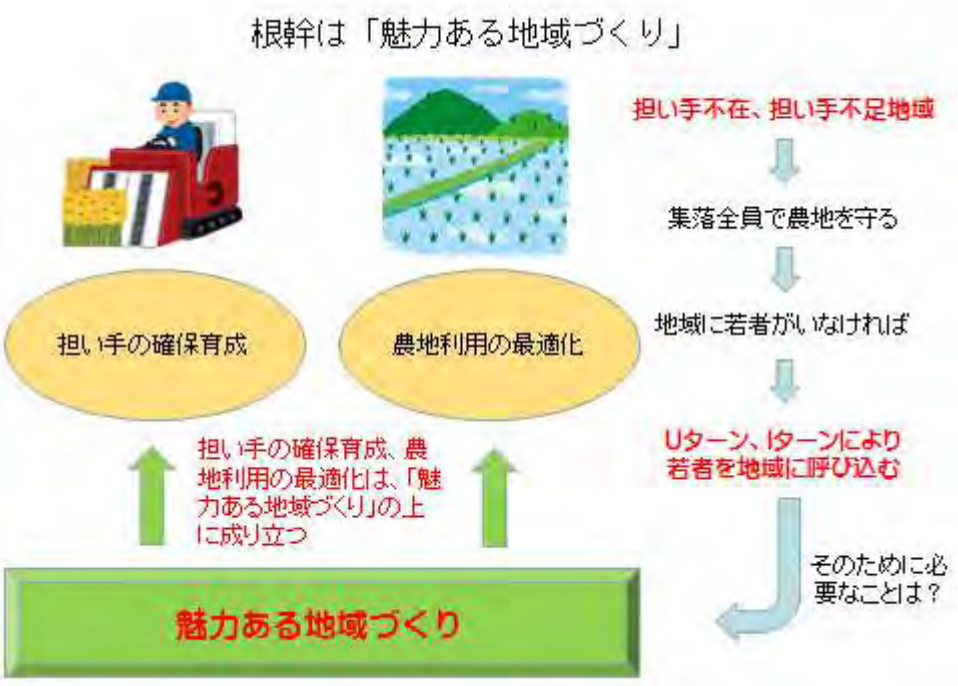

第2回：農山村地域の『悩み』をまとめて解決する集落営農

農文協編「集落・地域ビジョンづくり」の中で、農山村地域経済研究所の楠本所長は、「①過疎化、高齢化、後継者不足、②機械化貧乏、③獣害問題、④耕作放棄地の増加　といった農山村地域の『悩み』をまとめて解決する集落営農」を紹介しています。

過疎化・高齢化・後継者不足という悩みに対しては、Ｕターン・Ｉターンなど若い世代の移住が必要です。そのためには、「魅力ある地域づくり」が欠かせません。地域を出ていった人たちが帰ってきたいと思う地域づくり、地域外の人たちが第二の故郷にしたいと思う地域づくりを進めていかねばなりません。私は、そんな可能性を秘めているのが集落営農であると考えています。

機械化貧乏という悩みに対しては、機械の共同利用で対応していきます。設備投資を抑えることができ、機械の稼働効率も上がります。

獣害問題と耕作放棄地の増加という悩みについては、併せて一緒に考えた方がいいでしょう。人の手があまり入らなくなると、イノシシやシカが農地に出没して獣害が発生します。農家はだんだん作付けを諦め、耕作放棄地が増加します。そうすると、イノシシやシカは以前にも増して農地を荒らすという悪循環に陥ります。鳥獣被害額がピークを過ぎたというデータがありますが、それは、被害の増大に頭を痛めた農家が作付けを諦めたことによるものではないでしょうか。

これまで、侵入防止柵の設置と捕獲を車の両輪として獣害対策に取り組んできましたが、それだけでは解決しません。捕獲により適正生息数化を図るとともに、守るべき農地をしっかりと活用して、イノシシやシカとの棲み分けをしていかねばなりません。

全国では、耕作放棄地解消対策として、牛などを放牧する地域が増えてきました。荒れた農地に牛を放牧すると、牛が草を食べて耕作放棄地が利用可能な農地に復元されます。そして、それだけでなく、イノシシの被害が激減するそうです。中山間地域における牛などの放牧は、地域の景観ともよくマッチし、一石三鳥の効果があると言えます。

このように、集落営農は、農山村地域の「悩み」をまとめて解決し、日本農業の「弱み」を「強み」に変える新しいシステムなのです。

◎集落営農は地域住民による３分野の協同活動の結合組織

集落営農の活動分野は、農業生産活動だけではありません。楠本所長は、①地域環境の維持・保全、②生産活動、③暮らしの協同　の３分野の協同活動の結合組織であると述べています。また、生涯現役で張り合いを持って働くことを保証する、そして、みんなが得をする仕組みであると紹介しています。

◎成功の鍵は「女性パワー」

以前、平成２７年度農林水産祭農産の部で天皇杯を受賞した広島県東広島市の「農事組合法人ファーム・おだ」の取組を紹介しました。組合長は「女性や農地を継ぐ子どもと一緒に話し合うことで、５年先、１０年先を考えてもらえ、賛同が得られた」と語っています。女性パワーが成功の大きな要因であったと考えます。

集落営農先進県である島根県の一部地域では、定年帰農者のみならず、Ｕターン・Ｉターンなど若い世代の移住が着実に増加を続け、人口の社会増、１５歳未満の若年人口の増加を実現しています。次回は、全国各地の取組を紹介します。（次回に続く）

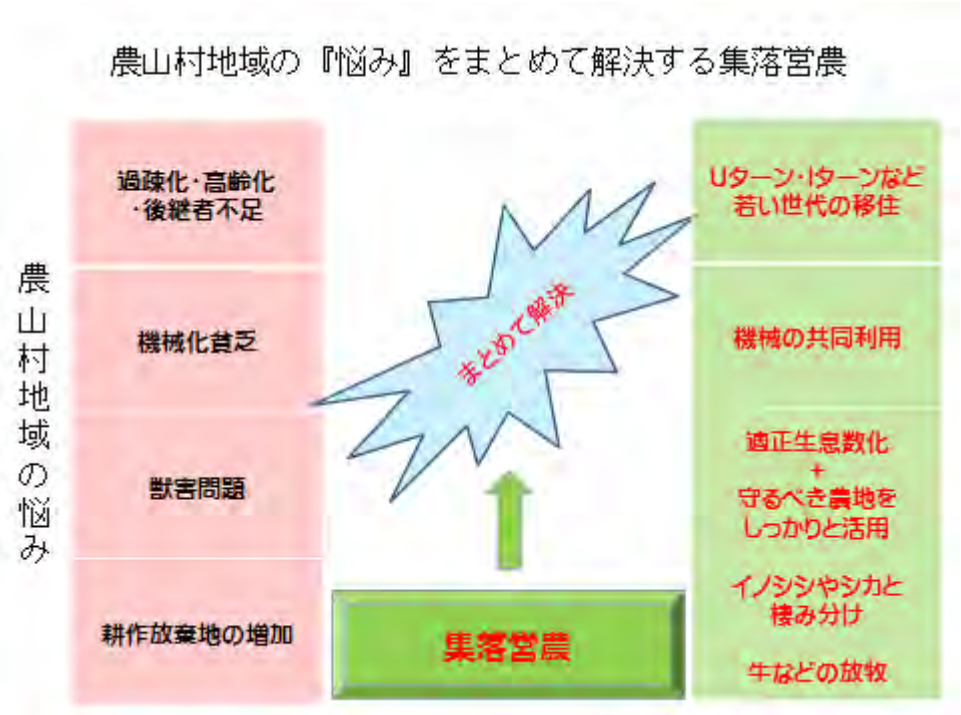

第3回：全国各地の取組に学ぼう！（その1）

第１回で「本県は集落営農先進県であった」と書きましたが、現在では、島根県などの先進県に５～１０年遅れてしまった感があります。私は、産地間競争という言葉を使うことは好きではありませんが、意欲ある若者を地域に呼び込むことに関しては、まさに「産地間競争」であると考えています。他地域に負けない「魅力ある地域づくり」を進めていく必要があります。

先ず、全国各地の取組から学びましょう。農文協編「集落・地域ビジョンづくり」に掲載された取組の幾つかを２回に分けて紹介します。

◎野菜づくりは独立採算だとうまくいく

山口県阿武町の標高４００ｍの中山間地の集落に組織された農事組合法人うもれ木の郷は、独立採算で野菜づくり（ほうれんそう、すいか）をしています。集落営農だからと言って、何でもかんでも共同計算するのではなく、農家に競争意識を持たせて、頑張れば見返りがあるという農業本来の姿をとっています。

野菜づくりを希望する構成員は、ＪＡからハウスをリースして、自分の考えで作付けし、管理し、収穫します。そして、売上から経費を差し引いた分が個人の口座に入るというわけです。

「農地を集積しただけでは、いずれ農地は荒れてしまう。それを活かしていく組織づくりが必要」と法人の事務局長は語っています。このシステムは、野菜の売上が伸びても法人の収益が増えるわけではありませんが、「農業で食べていける農家」を地域に増やすことが重要であると考えたからです。

地域の農地を守るために作った集落営農組織は、それ自体利益を追求するのが目的ではありません。「利益追求を目的にした法人であれば、個別経営でもいいが、そのかわり、集落はなくなりますね」と語る事務局長の言葉がずっしりと重く響きます。

◎ゆず産地を守るために法人化

和歌山県古座川町の平井地区は、古座川の源流に位置する小さな集落です。昭和４０年代の始めから、ゆずを栽培し、その果汁が郷土料理のサンマ寿司によくあうことから、よい値段で取引されていました。

しかし、高齢化が進行し、集落の衰退が危惧されるようになり、紆余曲折の末、平成１６年に農事組合法人を設立しました。

当時、栽培者の平均年齢は７２歳になっていましたが、平成２１年に農業部門をつくり、地元の若者を雇用して、耕作放棄園を管理するようになりました。そして、農業をやりたいＩターンの若者がいれば引き渡し、地元の高齢農家が栽培指導に当たっています。「自分たちがここで暮らすことにより、美しい山の景色や澄み切った水を守っていきたい」との信念で活動を続けています。

◎集落営農のおかげで地元出身者が続々と帰ってきた

農繁期に人が溢れる山奥の集落があります。島根県邑南町の布施二集落です。高齢化率が５０％を超える典型的な中山間地域ですが、最近は、集落営農のおかげで、集落出身者が週末の田舎暮らしを楽しむかのように農作業に参加するようになりました。そして、農作業後の懇親会は集落出身者がいるから一層盛り上がります。

故郷が気になっている集落出身者に声をかけてみることが大切だと言います。「地域を守り、景観を守る。だから、より多くの人に地域に関わってもらうことが大事」という信念のもとに活動を続け、法人設立後１０年間で３戸がＵターンで帰ってきました。「集落にいるものと集落出身者が『郷土愛』でつながって活動してきた一つの結果」だと語る法人代表の言葉がとても印象的です。（次回に続く）

全国各地の取組に学ぼう！（その１）

組織名	市町村名	取組の概要・コメント
農事組合法人 うもれ木の郷	阿武町 （山口県）	・野菜づくりは独立採算だとうまくいく ・農地を集積しただけでは、いずれ農地は荒れてしまう ・「農業で食べていける農家」を地域に増やすことが重要 ・利益追求を目的にした法人であれば、個別経営でもいいが、集落がなくなってしまう
農事組合法人 古座川ゆず平井の里	古座川町 （和歌山県）	・ゆず産地を守るために法人化 ・法人の若い従業員がゆずの耕作放棄園を管理 ・Ｉターン者に引き渡し、地元の高齢農家が栽培指導 ・自分たちがここで暮らすことにより、美しい山の景色や澄み切った水を守っていきたい
農事組合法人 ファーム布施	邑南町 （島根県）	・農繁期に人があふれる山奥の集落 ・集落営農のおかげで、集落出身者が週末の田舎暮らしを楽しむように農作業に参加する ・故郷が気になっている集落出身者に声をかけてみる ・地域を守り、景観を守る。だから、より多くの人に関わってもらうことが大事 ・法人設立後10年間で3戸がUターンで帰ってきた ・郷土愛

第4回：全国各地の取組に学ぼう！（その2）

全国では、耕作放棄地解消対策として、牛などを放牧する地域が増えています。荒れた農地に牛を放牧すると、牛が草を食べて耕作放棄地が利用可能な農地に復元され、イノシシ被害が激減したとの報告があります。今回は、全国各地の取組の中から畜産編を紹介します。

◎中山間地域の集落営農で牛を導入するメリットは大きい

島根県邑南町の須磨谷集落では、平成１７年に１集落１農場方式の集落営農組織を設立しました。その２年前から、農地を守る手段として放牧に注目し、中山間地域等直接支払いを活用して牛３頭を導入しています。

棚田のように面積が小さく条件の悪い田では、米以外は作りづらく、手を付けられずに荒れていく田が多いので、転作に飼料用米を作付けできるのはとても魅力的であり、牛の導入を決めたもう一つの大きな理由です。

さらに、牛を導入したら、イノシシが牛を警戒して農地に入ってこなくなり、それまでひどかったイノシシ被害が激減しました。

部門別ではまだ赤字ですが、牛の草刈り労力・獣害軽減効果、堆肥製造、さらには、転作に米を作って農地を守る効果など収支に直接表れないメリットが大きいと言います。

須磨谷農場では集落外の農地を守ることにも貢献しています。「牛部門だけでみればまだ厳しい面もあるが、総合的に考えてみると、中山間地域で牛を導入するメリットは大きい。牛がいないとどうしようもない。山が荒れて農地が荒れると、住む人がいなくなる。それが一番怖い」と事務局長は語っています。

◎牛の放牧で農地を守り、後継者も育てる

山口県の農事組合法人アグリ中央は、耕作放棄地の解消と、水利や日照など耕作条件の悪い水田の維持管理を目的として、牛を導入しました。牛の導入により、３ｈａ強の耕作放棄地が解消され、７ｈａほどの条件の悪い水田を管理できています。

さらに、若い女性の後継者が確保され、今では畜産部門の大黒柱として活躍しています。最近では、サイレージづくりのノウハウや子牛

の育成技術などを学ぶため、地元畜産農家との連携を進めています。
　法人では、牛の導入により、地域にのどかな水田放牧風景が定着し、若い後継者が確保育成され、地元畜産農家との連携も強化されるという将来ビジョンを描いています。

◎集落営農でヒツジを放牧

　島根県出雲市の有限会社グリーンワークは、集落営農でヒツジの放牧に取り組んでいます。草刈り管理ができず、やむなく耕作放棄をする高齢農家が増えてきたため、その草刈り労力の軽減と、耕作放棄地の発生防止を図ることを目的として、平成１７年から始めました。
　水田の法面の崩壊も見られたことから、人になつき共存ができ、比較的管理しやすいヒツジを導入することにしました。
　放牧効果は大きく、年間４～５回やっていた畦畔や周辺の草刈りが解消されました。また、ヒツジは地域の子どもたちの人気者です。
　平成１９年には、刈り取った羊毛を活用するため、「メリーさんの会」を設立し、工房も建設しました。将来は、地域のミニ産業を目指して頑張っています。

◎一石三鳥の効果

　牛などの放牧は、耕作放棄地解消、イノシシ被害軽減、地域の景観ともよくマッチする、一石三鳥の効果があるのです。（次回に続く）

全国各地の取組に学ぼう！（その２）

組織名	市町村名	取組の概要・コメント
農事組合法人 須磨谷農場	邑南町 （島根県）	・荒れた棚田を放牧地に ・中山間地域の集落営農で牛を導入するメリットは大きい ・中山間地域等直接支払いを活用し牛3頭を導入 ・転作として飼料用米を作付けできる ・イノシシ被害が激減 ・みんなで飼うからいい ・集落外の農地を守ることにも貢献 ・牛がいないとどうしようもない。山が荒れて農地が荒れると、住む人がいなくなる。それが一番怖い
農事組合法人 アグリ中央	（山口県）	・牛の放牧で農地を守り、後継者も育てる ・牛の導入は耕作放棄地解消がきっかけ ・若い女性の後継者が畜産部門の大黒柱 ・地元畜産農家との連携なくして成り立たない
有限会社 グリーンワーク	出雲市 （島根県）	・集落営農でヒツジを放牧 ・集団で飼うならヤギよりヒツジ ・群れをまとめるならボスを手なずける ・草刈り解消 ・羊毛加工部門「メリーさんの会」を設立

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第5回：本県の実情を踏まえた「新たな方式の提案」

最近では、集落を単位に「２階建て方式」で組織する集落営農が増えてきました。何故でしょうか。それは、経済活動を行う２階部分の営農組織と、企画・立案・連絡・調整などの役割を担う１階部分の地域資源管理組織（集落）とは、その性格や立場が異なるので、分けた方が取組を進めやすいと考えられるからです。

特に、中山間地域においては、過疎化と高齢化の進行により、集落機能が弱体化していますので、集落を単位に組織したのでは規模が小さすぎて十分な活動が難しいと想定される場合は、学校区を単位として集落営農を組織する「２階建て方式の進化形」もでてきています。

◎将来を担う若者にやる気と責任を持たせる

昨年８月１５日付け日本農業新聞に掲載された、新潟県上越市の「株式会社ふるさと未来」社長の経営論を紹介します。

かつては家業として子どもが継いでいましたが、継承してくれない農家が増えてきたため、集落全体で引き継ごうと、平成１９年に集落営農組織を設立しました。しかし、集落の中でも農業を継いでくれる人材が出てこず、根本的な解決にはなりませんでした。このままでは、生まれ育った集落が消滅してしまうと思い、ぞっとしたと言います。

近隣集落も同様の悩みを抱えていたので、一体となって外部から人材を呼び込もうと考えました。２階部分を株式会社にしたのは、集落の将来を担う若者に株式を保有してもらい、やる気と責任を持たせようと考えたからです。

水田農業では、農道の草刈りや水路の維持管理などに人手がいるので、多くの人が農業に参加しなければ、地域は守れません。そこで、農作業から遠ざかってしまった高齢者にも声をかけて、集落と一体で人手不足を乗り越える取組を進めています。

◎新たな方式の提案

本県において、このような「２階建て」の集落営農を一挙に作り上

げることは極めて難しいので、先ずは、「１階建て」での設立を急ぐ必要があると考えています。

担い手不在・担い手不足地域では、「守るべき農地は集落全員で守る」という視点が必要不可欠です。地域に若者がいなければ、Ｕターン・Ｉターンにより地域に若者を呼び込む必要があります。そのために必要なことは、「魅力ある地域づくり」です。

一方、担い手が十分確保されている地域では、担い手（個人、法人）同士が共存できるシステムが望まれています。しかし、守るべき農地が遊休農地になっていたり、遊休農地化が懸念される地域もあります。守るべき農地を守っていかなければ、営農環境が悪化し、担い手にも悪影響を及ぼします。ひいては、生活環境の悪化にも繋がります。

全国的にみると、これまで、集落営農組織を法人化する場合は、ほとんど農事組合法人で対応してきました。しかし、遊休農地など条件の悪い農地も含めて地域資源（農地）を管理している取組はあまりないと認識しています。また、農事組合法人では、担い手同士が共存できるシステムが取りにくいという難点があります。

そこで、機構では、担い手同士が共存でき、集落のみんなが望むことを実現できるシステムとして、一般社団法人による新たな方式を提案します。その名も「地域まるっと中間管理方式」、農地中間管理事業を前面に押し出した提案です。（次回に続く）

新たな方式の提案

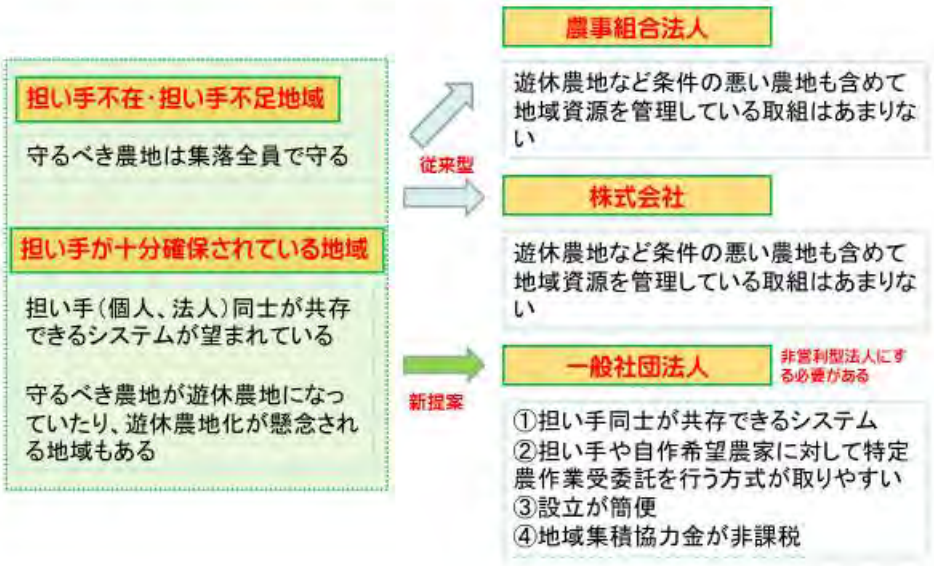

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第6回：「地域まるっと中間管理方式」とは？

◎「地域まるっと中間管理方式」とは？

「地域まるっと中間管理方式」は、一般社団法人として設立し、営農部門と地域資源管理部門を担う方式です。出し手はもちろんのこと、担い手、自作希望農家の農地もみんな地域まるっと機構が借り受けます。そして、機構は、地域が設立した一般社団法人にまるっと農地を貸し付けます。一般社団法人は一部直接経営を行うとともに、担い手、自作希望農家には、営農の効率化を考慮し、特定農作業受委託を行います。

地域まるっと機構が農地を借り受け、一般社団法人に貸し付けますので、８割超どころか、集積率１０割になり、一般社団法人には高水準の地域集積協力金が交付可能となるのです。

機構が農地を貸し付ける組織は、農業を営む法人であることが求められ、理事のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜に常時従事する必要があります。また、機構集積協力金は、新規集積農地面積に５，０００円／ａを乗じた金額の範囲内で交付されます。新規集積農地面積にカウントするためには、一般社団法人が「担い手」でなければならず、農業経営基盤強化促進法第１２条に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受ける必要があります。

本年１２月までに農用地利用配分計画の認可を受ければ、地域優先タイプを選択した場合、地域内の８割超の農地を機構から貸し付けた地域には、２７，０００円以内／１０ａの地域集積協力金が交付されます。なお、３０年度になると、単価が２９年度の２／３になります。

地域集積協力金は、個人に配分することもできますが、一般社団法人でプールして使うことをお奨めします。遊休農地化が懸念される農地の草刈りなど行った場合の作業者の日当などに充当することができ

るのです。

◎一般社団法人で設立するメリット

地域には、担い手、出し手、自作希望など様々な農家がいて、様々な想いがあります。機構は、集落のみんなが望むことを実現できるシステムとして、「地域まるっと中間管理方式」を提案しています。現状を踏まえた上で、将来の青写真を描こうというものです。

メリットは４つあります。一つ目は、担い手（個人、法人）同士が共存できるシステムであることです。二つ目は、担い手や自作希望農家に対して、特定農作業受委託を行う方式が取りやすいことです。三つ目は、公証人の定款認証だけで設立でき、設立が簡便であることです。農事組合法人は、農業協同組合法に基づいて設立される法人であり、県への届け出が必要（事前に県への相談が必要）で時間がかかります。四つ目は、「非営利型法人」として設立すれば、地域集積協力金が非課税になることです。

なお、法人内部の事務として、法人運営、税務申告、機構への賃料支払い、一部直接経営、特定農作業受委託手続き等がありますので、ＪＡが賛助会員として一般社団法人に加入し、事務局を担当することが求められています。（次回に続く）

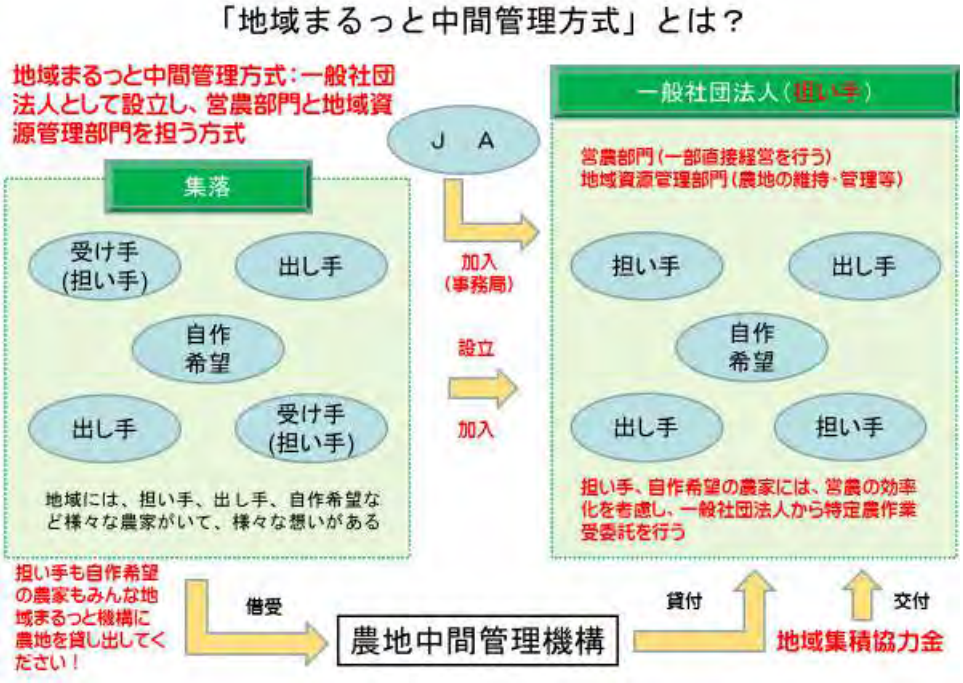

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第7回：みんなの想いを叶えるシステム

中山間地域を想定して提案したところ、都市近郊地域や果樹産地、さらには、西三河の水田地域からも大きな期待が寄せられています。何故でしょうか。私は、「地域まるっと中間管理方式」が、みんなの想いを叶えるシステムであるからだと考えています。

◎みんなの想いを叶えるシステム

「条件が悪い農地なんか受けられるか」という話をよく聞きます。確かにそうかもしれません。しかし、そのような農地を管理もできないとなれば、その農地が守るべき農地の場合、営農環境の悪化に繋がり、担い手にも悪影響を及ぼします。耕作放棄地の増加は鳥獣害の拡大をも招きます。ひいては、生活環境の悪化に繋がります。

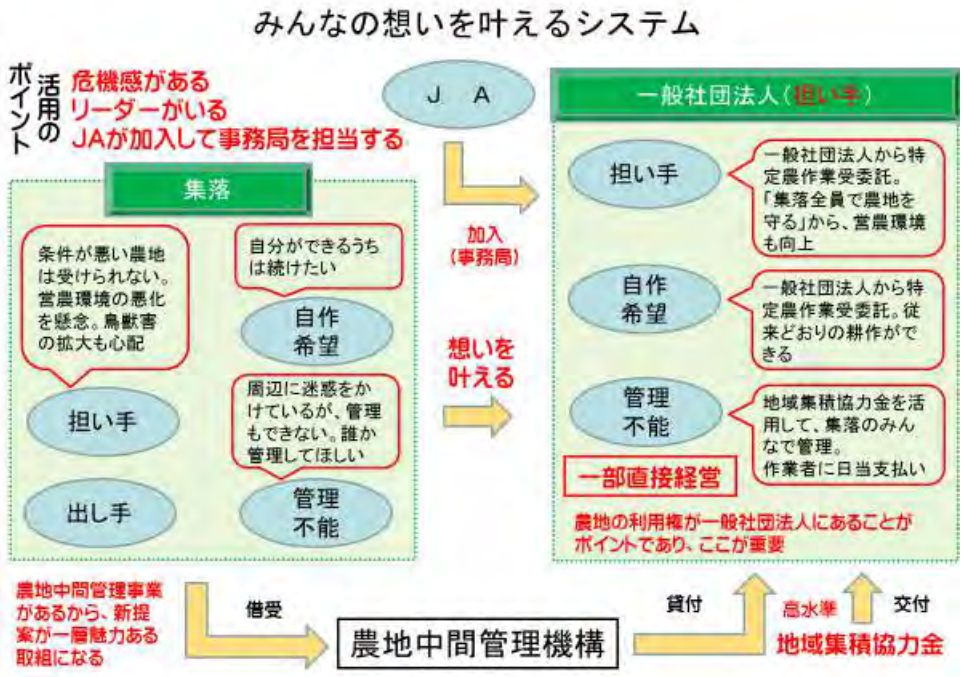

地域には、担い手、出し手、自分でできるうちは耕作を続けたいと考えている自作希望の農家、借り手もなく管理ができなくなった農地を持つ農家など様々な農家が存在し、様々な想いがあります。その想いに耳を傾け、想いを叶えるシステムとして提案したのが「地域まる

っと中間管理方式」です。自作を希望する農家の想いを叶え、管理ができなくなった農家の農地も集落のみんなで管理し、担い手の経営基盤の強化と営農環境の向上を図ろうというものです。

農地中間管理事業では、この取組に高水準の地域集積協力金を交付することが可能です。農地中間管理事業があるから、「地域まるっと中間管理方式」が一層魅力ある取組になるのです。農地の利用権が一般社団法人にあることがポイントであり、ここが重要なのです。言い換えれば、農地中間管理事業がなければ、「守るべき農地を集落全員で守る」ことは難しいのではないかと考えます。

◎活用のポイントは３つ

一つ目は、地域に危機感があることです。二つ目は、地域にリーダーがいることです。そして、三つ目は、税務申告、機構への賃料支払い、特定農作業受委託手続き等がありますので、ＪＡが賛助会員として加入し、事務局を担当することです。これらの条件が揃っていることが活用のポイントになります。

危機感がなくては始まりません。リーダーがいなくても進みません。そして、一般社団法人の事務局を担う人が必要です。ＪＡが法人の賛助会員となって、事務局を担当してほしいと考えています。

◎リーダー不在では進まない

リーダーがいないと、取組は進みません。リーダーの候補は、①町内会長、自治会長、区長など地域代表、②土地改良区総代、営農組合長など農家代表、③ＪＡ・県・市町村職員ＯＢなどです。産地関係者で話し合って、最適なリーダーを選んでください。

しかし、リーダー１人だけで進めることはとても大変です。補佐役が必要です。毛利元就の「三本の矢」にあるように、志を同じくする人を３人集めてください。

◎都市近郊地域からも熱い視線！

中山間地域のみならず、都市近郊地域からも熱い視線が注がれています。県内のある都市近郊地域では、個別経営を統合して法人の設立を進めています。地域の中には、法人設立を機に、個別経営をやめて

法人に参加したいと考える担い手もいれば、当面は個別経営で続けていきたいと考える担い手もいました。その地域から相談を受け、「地域まるっと中間管理方式」を提案したところ、法人と個別経営が共存でき、遊休農地の発生も防ぎ、地域の営農環境を保全できるシステムに期待が集まったのです。

◎果樹産地からもラブコール！

また、果樹産地からもラブコールがあります。県内のある果樹産地では、県の「農業生産力パワーアッププロジェクト」を活用し、将来の産地のあり方を真剣に検討しました。今後、担い手の確保育成と樹園地の集約化を進めるに当たり、「地域まるっと中間管理方式」を提案したところ、出し手からも「それなら貸し出してもいい」との意見があります。産地では、「地域まるっと中間管理方式」の実践一番乗りを目指し、法人設立の取組を進めています。

さらには、西三河の水田地域からも、機構関連事業の実施を見据えて大きな期待が寄せられています。次回は、機構関連事業を紹介します。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第8回：機構関連事業実施の近道となる！

本年９月２５日、土地改良法の一部改正が施行され、新たに機構関連事業を実施できることとなりました。機構関連事業とは、「機構が借り入れている農地に限り、県の判断により、農業者の費用負担や同意を求めずに実施できる基盤整備事業」のことです。

◎機構関連事業の５要件

機構関連事業の要件は、次に掲げる５つです。

①事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること

②各団地の合計面積（事業実施範囲）が一定規模以上あり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること

③機構の借入期間（中間管理権の存続期間）が、事業計画の公告日から一定期間以上あること

④本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること

⑤本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること

このうち、②の面積要件については、１０ｈａ（条件不利地にあっては５ｈａ）以上です。また、⑤の収益性要件については、販売額が２０％以上向上又は生産コストが２０％以上削減です。これら２つの要件については、基盤整備事業に慣れ親しんだ地域にとっては、さほど心配することではないでしょう。

◎「地域まるっと中間管理方式」の先行実施が機構関連事業実施の近道となる！

機構関連事業の実施を希望する地域が最も苦労するのが、①の中間管理権の設定でしょう。従来の基盤整備事業にはなかった要件だからです。言い換えれば、この要件をクリアできるか否かが、事業実施の

可否を決すると言っても過言ではありません。私は、以前から、事業実施を希望するなら、「先ずは農地中間管理事業に馴染んでください！」と言い続けてきました。是非、「地域まるっと中間管理方式」に取り組んでください。この方式が実現した段階で、優先順位が高い地域になっていることでしょう。

③の「機構の借入期間」については、事業計画の公告日から１５年以上です。農用地利用集積計画の撤回と農地中間管理権の再取得の手続が必要となりますが、「地域まるっと中間管理方式」を先行実施している地域は、事業採択に一歩も二歩も近いと言えます。なお、改正土地改良法の施行後に取得した農地中間管理権の存続期間延長の手続については、市町村が農用地等の所有者及び機構と協議し、同意を得た上で集積計画の変更を行うことで対応できます。

◎担い手への集団化率は１００％となる

④の「担い手への集団化要件」については、地域には「自分ができるうちは続けたい」という自作希望の農家がいますので、基盤整備事業関係者が大変苦労する要件です。「地域まるっと中間管理方式」では、一般社団法人が担い手となるので、担い手への集団化率は１００％となります。機構関連事業の実施を希望する地域は、「地域まるっと中間管理方式」に取り組まれることをお奨めします。（次回に続く）

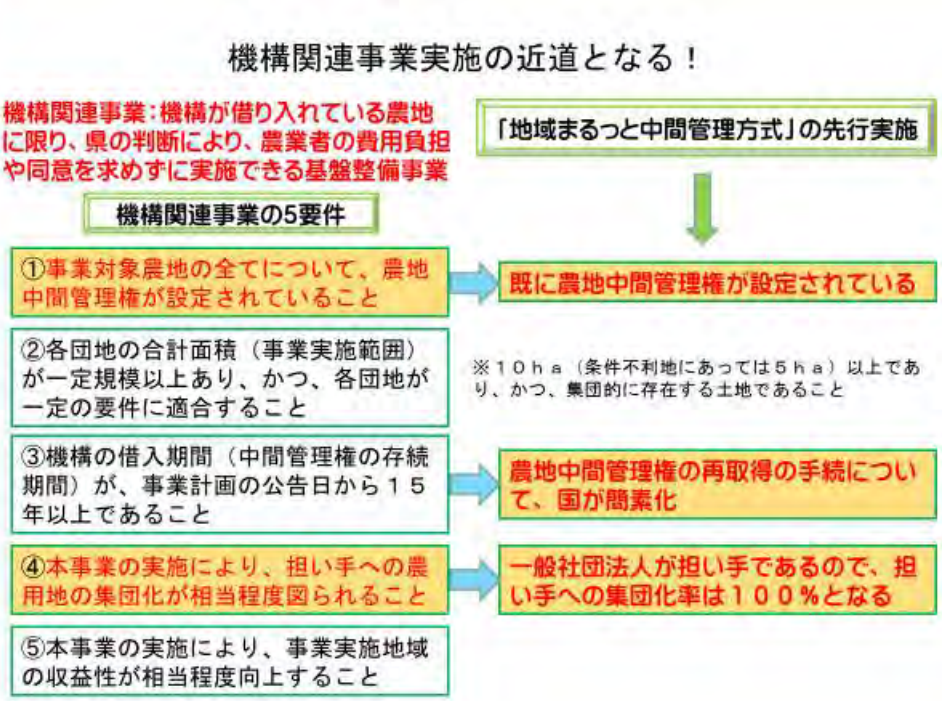

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第9回：一般社団法人設立の流れは？

平成２０年１２月１日、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行され、新しい法人制度ができました。一般社団法人は、登記により簡便に法人格を取得することができ、定款の定めによって非営利性を徹底することにより「非営利型法人」に該当すれば、法人税法上、「公益法人等」として取り扱われ、収益事業にのみ課税されます。

法人に関係する税には、法人税（国税）、法人住民税（地方税）、法人事業税（地方税（県税））及び消費税（国税）があります。非営利型法人であれば、収益が生じない場合、法人税及び法人事業税の負担はなく、法人住民税のうちの均等割のみとなります。

一般社団法人（非営利型法人）設立手続の流れ

◎一般社団法人（非営利型法人）設立手続の流れ

一般社団法人設立までの手続きの流れは、次のとおりです。

①定款の作成

設立時社員（２人以上）が行います。この際、非営利型法人の要

件を満たす定款にする必要があります。

②公証人による定款の認証

設立時社員が、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人による認証を受けます。

③設立時役員（理事、監事）の選任

設立時社員が行います。この際、非営利型法人の要件を満たす機関設計にする必要があります。理事３人、監事１人を選任しますので、設立時役員は４人以上必要になります。

④設立時役員による設立手続の調査

設立時役員は、選任後、遅滞なく、設立の手続きが法令又は定款に違反していないことを調査します。

⑤設立登記

法人の代表者（設立時理事又は設立時代表理事）が、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記をすることにより成立します。

◎「地域の話し合い」が出発点！

今回、「一般社団法人設立の流れ」について紹介しましたが、定款の作成に至るまでの取組が最も重要です。「地域の話し合い」が出発点です。次回は、今後の進め方（標準例）を示します。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第10回：「地域の話し合いによる合意形成」が出発点！

今回は、今後の進め方（標準例）を提示します。第６回のメッセージで、「一般社団法人は設立が簡便である」と紹介しましたが、定款の作成に至るまでの取組は、従来の方式でも、「地域まるっと中間管理方式」でも何ら変わりません。そして、この取組が最も重要なのです。

◎「地域の話し合いによる合意形成」が出発点！

第一段階は、「地域の話し合いによる合意形成」です。先ずは、現状把握から始めましょう。現状把握が不十分であれば、適切な対応策を講ずることはできません。担い手の状況はどうか、どのように耕作されているのか、担い手別土地利用現況図を作成しましょう。

次に、地域のリーダーを中心として、５年後、１０年後を客観的に予測してください。そして、目指すべき将来の姿（青写真）に向けて動き出しましょう。

その過程で、誰が一般社団法人に参加するのか、誰が役員になるのか、地権者への説得はどのようにしていくのか、直接経営の内容はどうするのかなどを詰めていきます。

各地域が抱えている現状と課題、将来の青写真は、地域ごとに異なります。機構では、地域の人たちとともに、どのように取り組んでいけばいいのか、一緒に考えていきたいと思っています。

一にも二にも合意形成です。合意形成なくしては前へは進めません。

◎法人設立

第二段階は、法人設立です。合意形成ができたら、定款を完成させます。公証人による定款認証から、役員選任、設立登記まで１週間で行うことも可能です。

◎借受希望者への応募

第三段階は、借受希望者への応募と経営改善計画の認定です。機構は、６月、９月、１月のそれぞれ３０日間、借受希望者の募集を行い

ますので、法人の設立登記ができたら、借受希望者へ応募してください。募集期間が過ぎると、機構が応募者リストを公表しますので、これをもって、機構から農地の貸付を受ける権利を取得したことになります。

◎経営改善計画の認定

国は、担い手への農地利用集積を推進しており、機構からの農地の貸付先は「担い手」であることが求められます。

農地利用集積の対象となる「担い手」の範囲は、①認定農業者、②基本構想水準到達者、③集落営農経営（任意組織）、④認定新規就農者の４つです。なお、担い手に位置付けられていない経営体の利用面積は、「担い手の農地利用集積」の枠外となります。

「地域まるっと中間管理方式」では、設立した一般社団法人が認定農業者になるよう手続きを進めてください。経営改善計画を作成し、農業経営基盤強化促進法第１２条に基づき、市町村から認定を受ける必要があります。市町村の理解・支援が重要になりますが、「地域まるっと中間管理方式」は、遊休農地も含めて守るべき農地を集落全員で守るとともに、農地集積・集約化と担い手確保育成を目指すものですので、市町村の理解・支援が得られるものと考えています。

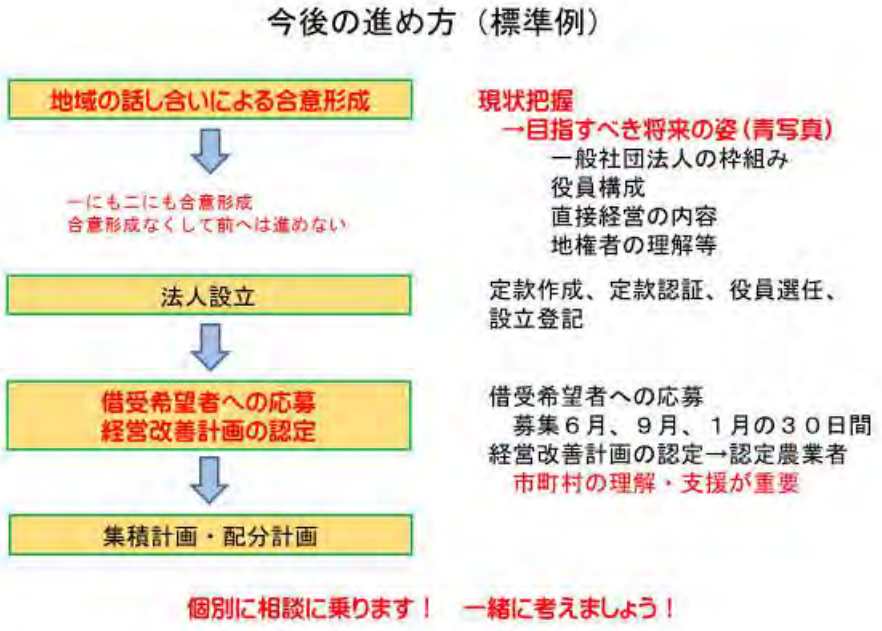

◎集積計画と配分計画

そして、第四段階は、集積計画・配分計画です。ここまでくれば、あとは農地中間管理事業の通常の事務処理と同じです。機構からの貸付先は一般社団法人ですので、法人の内部で特定農作業受委託の委託先が変わっても、機構から受けた配分計画の変更は必要ありません。これもメリットの一つと言えるでしょう。

◎いつでもご相談ください

「地域まるっと中間管理方式」に取り組みたいという地域は、いつでもご相談ください。機構は、１日でも早く、先進事例をつくり出し、「地域まるっと中間管理方式」の見える化を図っていきます。「地域まるっと中間管理方式」は、県内の多くの地域を始めとして全国にも波及していく方式であると確信しています。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第11回：「非営利型法人」として設立しよう！

一般社団法人は、定款の定めによって「非営利型法人」に該当すれば、公益法人等として取り扱われ、収益事業にのみ課税されます。それでは、どのようにすれば、「非営利型法人」になるのでしょうか。今回は、非営利型法人の条件について紹介します。非営利型法人には、「非営利性が徹底された法人」と「共益的活動を目的とする法人」があります。

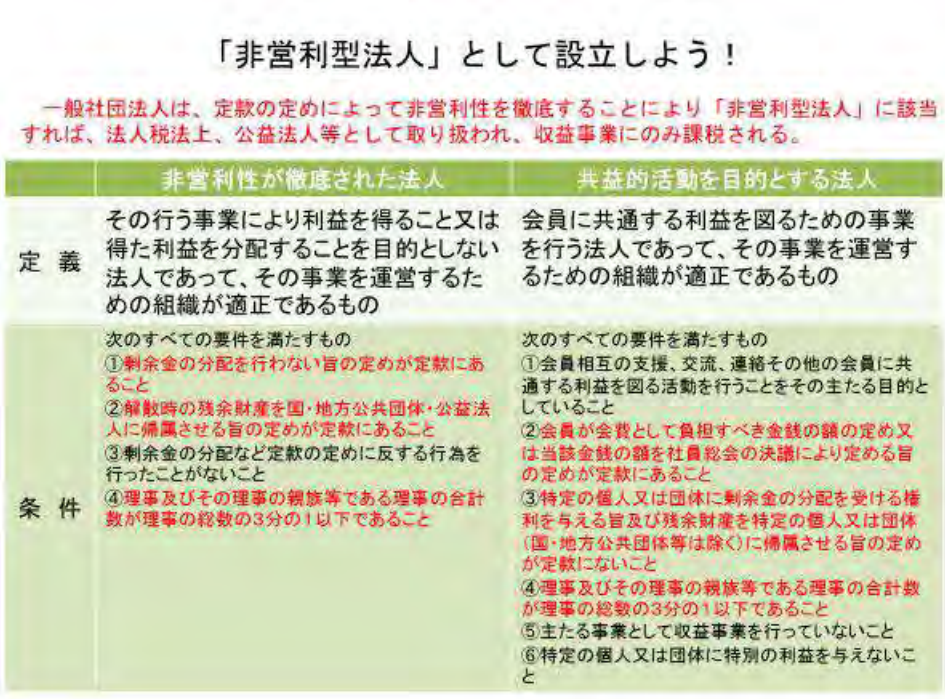

「非営利型法人」として設立しよう！

一般社団法人は、定款の定めによって非営利性を徹底することにより「非営利型法人」に該当すれば、法人税法上、公益法人等として取り扱われ、収益事業にのみ課税される。

	非営利性が徹底された法人	共益的活動を目的とする法人
定　義	その行う事業により利益を得ること又は得た利益を分配することを目的としない法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるもの	会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるもの
条　件	次のすべての要件を満たすもの ①剰余金の分配を行わない旨の定めが定款にあること ②解散時の残余財産を国・地方公共団体・公益法人に帰属させる旨の定めが定款にあること ③剰余金の分配など定款の定めに反する行為を行ったことがないこと ④理事及びその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること	次のすべての要件を満たすもの ①会員相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること ②会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会の決議により定める旨の定めが定款にあること ③特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を特定の個人又は団体（国・地方公共団体等は除く）に帰属させる旨の定めが定款にないこと ④理事及びその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること ⑤主たる事業として収益事業を行っていないこと ⑥特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと

◎非営利性が徹底された法人

「非営利性が徹底された法人」は、「その行う事業により利益を得ること又は得た利益を分配することを目的としない法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるもの」と定義されます。

条件は、次のすべての要件を満たすものです。

①剰余金の分配を行わない旨の定めが定款にあること。

②解散時の残余財産を国・地方公共団体・公益法人に帰属させる旨の定めが定款にあること。

③剰余金の分配など定款の定めに反する行為を行ったことがないこと。

④理事及びその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の３分の１以下であること。

①と②の要件を定款で定めた上で、④の要件をクリアできるよう設立時役員を選任してください。

◎共益的活動を目的とする法人

また、「共益的活動を目的とする法人」は、「会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるもの」と定義されます。

条件は、次のすべての要件を満たすものです。

①会員相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。

②会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会の決議により定める旨の定めが定款にあること。

③特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を特定の個人又は団体（国・地方公共団体等は除く）に帰属させる旨の定めが定款にないこと。

④理事及びその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の３分の１以下であること。

⑤主たる事業として収益事業を行っていないこと。

⑥特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと。

①～③の要件をクリアできる定款を作成した上で、④の要件をクリアできるよう設立時役員を選任してください。

なお、「共益的活動を目的とする法人」に加え、「非営利性が徹底された法人」においても、会員から会費を徴収することは可能です。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第２７条に規定）

「非営利型法人」として設立すれば、地域集積協力金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等が法人税法上非課税になります。「地域の話し合いによる合意形成」の中で、併せて協議してください。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第12回：一般社団法人内部の事務には何があるの？

一般社団法人内部の事務として、法人運営、税務申告、機構への賃料支払い、一部直接経営、特定農作業受委託契約締結等があります。今回は、これらの事務について説明します。

◎法人運営等

先ず、法人の運営では、理事会、総会を開催する必要がありますので、役員の選任、事業報告の作成、決算事務等をしなければなりません。

また、一般社団法人は、定款の定めによって「非営利型法人」に該当すれば、公益法人等として取り扱われ、収益事業にのみ課税されますが、「地域まるっと中間管理方式」で設立する一般社団法人は、一部直接経営を行いますので税務申告が必要になります。

法人に関係する税金には、法人税、法人住民税（法人市町村民税・法人県民税）、法人事業税及び消費税があります。収益が発生していなければ、法人税及び法人事業税の負担はありません。しかし、この場合でも、法人住民税の均等割だけは負担する必要がありますので、納税事務が生じます。

◎農地の借受、賃料の支払い

法人は、機構から農地の借受をしますので、毎事業年度の終了後３か月以内に利用状況報告をする必要があります。

また、農地の受け手として、毎年、機構への賃料支払いが必要になります。

◎農地の管理等

法人は一部直接経営を行うとともに、担い手、自作希望農家には、営農の効率化を考慮し、特定農作業受委託契約を締結します。そして、受託者の会員から一定額を徴収し、徴収した一定額は、機構へ支払う賃料に充当されます。

特定農作業受委託とは、農作業を委託することを約した契約であり、
①受託者が農産物の生産のために必要な基幹的な作業を行うこと
②生産した農産物を受託者の名義で販売できること
となっており、契約を締結すると、販売権は受託者にあります。

なお、法人から会員へ農地を貸付（転貸）することはできません。転貸できない旨は、配分計画に明記されています。

◎地域集積協力金、中山間地域等直接支払交付金等の受け皿

法人は、地域集積協力金、中山間地域等直接支払交付金の受け皿になります。この地域集積協力金等は、遊休農地化が懸念される農地の草刈りなど行った場合の作業者の日当に充当することができます。また、法人住民税の均等割の納税にも充当できます。場合によっては、法人が多面的機能支払交付金の受け皿となることも可能です。

このように、多くの事務がありますので、ＪＡが賛助会員として一般社団法人に加入し、事務局を担当することが求められています。しかし、「地域まるっと中間管理方式」に取り組む地域が増えてくれば、ＪＡのキャパシティを超えることも予想されますので、地域のことは地域で対応できる体制づくりが重要であることは言うまでもありません。（次回に続く）

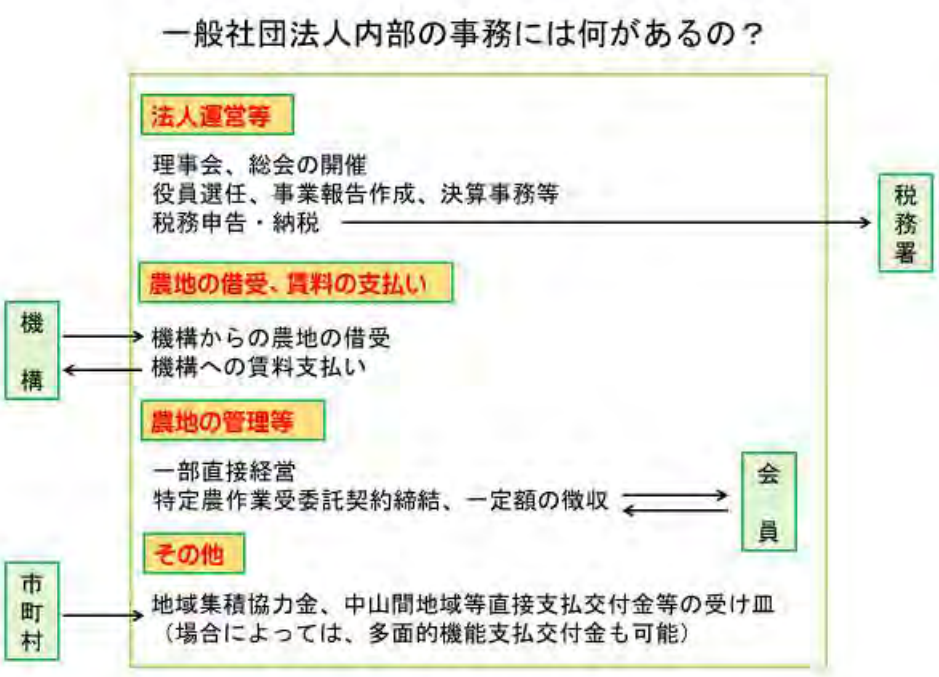

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第13回：直接経営をどのように行うのか？

「地域まるっと中間管理方式」は、一般社団法人として設立し、営農部門と地域資源管理部門を担う方式です。出し手はもちろんのこと、担い手、自作希望農家の農地もみんな地域まるっと機構が借り受けます。そして、機構は、地域が設立した一般社団法人にまるっと農地を貸し付けます。

法人は、一部直接経営を行うとともに、担い手、自作希望農家には、営農の効率化を考慮し、特定農作業受委託契約を締結します。契約を締結しない場合は、法人が直接経営を行っていることになります。今回は、「直接経営をどのように行うのか？」について、３つのケースを紹介します。

◎ケース１（ある担い手が一部直接経営）

先ず考えられるのは、ある担い手が一部直接経営するケースです。例えば、複合経営を行っている「担い手Ａ」が、水田作部門は特定農作業受委託契約を締結するものの、畑作部門を法人の直接経営として

行うケースです。地域の顔となる特産物の生産販売であれば、地域のＰＲになるとともに、農業への就転職を希望する新規参入者の確保にもつながります。意欲ある若者をＵターン、Ｉターンにより地域に呼び込む取組を進めていかねばなりません。

また、後継者がいる経営体において、従来からの農地は特定農作業受委託契約を締結し、規模拡大する農地を後継者が法人の直接経営として行うケースもあるでしょう。

◎ケース２（ある担い手が全て直接経営）

次に考えられるのは、ある担い手がその経営全体を直接経営するケースです。その地域で最も中心的な「担い手Ａ」が、その役を担うのが最適であると考えます。このケースにおいても、目指すところは、意欲ある若者をＵターン、Ｉターンにより地域に呼び込むことです。

ケース１とケース２では、法人として農産物を販売しますが、販売代金から経費を差し引いた分を販売に関わった「担い手Ａ」に支払う方式をとれば、法人の収益は生じません。よって、法人としては、法人税及び法人事業税の負担はなく、「担い手Ａ」が自らの所得として確定申告することになります。

◎ケース３（受け手のない農地を管理）

３つ目に考えられるのは、設立当初においては受け手のない農地を管理するケースです。具体的には、草刈りなどの作業になります。

現在は自作を希望しているものの、５年以内にリタイアが想定される農家の農地を法人が直接経営していくという「経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。（５年後にはケース１又はケース２になる）

◎地域に合った取組を進めよう！

３つのケースを紹介しましたが、直接経営の内容については、地域の様々な農家の想いを踏まえて考えていくことが重要です。機構は、地域の皆様といっしょになって、地域の実情を踏まえた「直接経営の内容」を考えていきたいと思っています。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第14回：費用はいくらかかるの？

一般社団法人の設立費用及び設立後の費用がいくらかかるのかは、皆様の関心が高い事項ではないでしょうか。今回は、設立時と設立後に分けて、いくら費用がかかるのかについて説明します。

◎設立時に必要な費用

一般社団法人は、拠出金（株式会社に例えると資本金のこと）が０円でも設立できますが、すべて自分で設立する場合でも、１２万円程度必要となります。その設立費用を大別すると、①定款認証手数料、②登録免許税、③証明書類の取得等　の３つです。

具体的には、定款認証手数料が５万円、登録免許税が６万円、定款の謄本費用が２千円程度、印鑑証明書交付手数料が千円程度、代表者印代金が千円くらいからです。なお、農事組合法人の場合は、定款認証手数料は不要、登録免許税は免税となっています。

また、設立の手続きを司法書士や行政書士に依頼すると、上記の他に依頼先への報酬が必要となります。報酬額は、書類作成のみなら２～５万円程度、書類作成から申請まで依頼すると５～１０万円程度が目安です。

法人の円滑な運営、今後の発展を考えれば、運転資金にできるだけ多くを回すことが肝要です。賛助会員として加入し、事務局を担当するＪＡが中心となり、すべて自分で設立することをお奨めします。

これらは設立時に必要な費用ですので、当面は借入金で対応することになりますが、地域集積協力金の入金後、それを充当することができます。会員から会費を徴収する場合は、その会費を充当することもできます。

◎設立後に必要な費用

設立後に関係する税金には、法人税、法人住民税（法人市町村民税、法人県民税）、法人事業税及び消費税があります。「非営利型法人」として設立し、収益が発生していなければ、法人住民税（均等割のみ）及び消費税だけが該当します。法人税、法人住民税（所得割）及び法人事業税の負担はありません。

「地域まるっと中間管理方式」では、一部直接経営を行いますので、販売による収入が発生します。前回、書きましたように、法人として農産物を販売しますが、販売代金から経費を差し引いた分を販売に関わった担い手に支払う方式をとれば、法人の収益は生じません。しかし、いかなる場合も、法人住民税の均等割は必要です。因みに、名古屋市は４７，５００円、愛知県は２１，０００円となっています。この納税にも地域集積協力金を充当できます。３０ｈａ規模の集落であれば、平成３０年度の取組においても５００万円超の地域集積協力金を見込めますので、数十年間の長きに渡り、充当していくことが可能です。

また、消費税については、基準期間における課税売上高が１千万円以下の場合は免税、１千万円超５千万円以下は簡易課税適用となります。（次回に続く）

費用はいくらかかるの？

設立費用は、すべて自分で設立手続きを行う場合、定款認証手数料、登記免許税等で１２万円程度必要。設立後は、収益が発生していなければ、法人住民税（均等割のみ）及び消費税が該当。（法人税、法人住民税（所得割）及び法人事業税の負担はない）

時期	区分	概要
設立時（すべて自分で設立する場合）	定款認証手数料	5万円
	登録免許税	6万円
	証明書類の取得等	定款の謄本費用：2千円程度 印鑑証明書交付手数料：千円程度 代表者印代金：千円くらい～ 履歴事項全部証明書：500円／通
設立後	法人税	所得×25．5%
	法人住民税（市町村民税・県民税）	所得割（名古屋市9．7%、愛知県3．2%） 均等割（名古屋市47,500円、愛知県21,000円）
	法人事業税	所得×3．55%（年400万円以下）
	消費税	基準期間における課税売上高 １千万円以下：免税 １千万円超5千万円以下：簡易課税適用

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第15回：認定農業者になろう！

機構集積協力金は、新規集積農地面積に５，０００円／ａを乗じた金額の範囲内で交付されます。新規集積農地面積にカウントするためには、一般社団法人が「担い手」となる必要があるため、農業経営基盤強化促進法第１２条に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けて認定農業者となります。

◎認定農業者とは？

認定農業者とは、地域の実情に応じて効率的・安定的な農業経営の目標等を示した「市町村基本構想」の目標を目指して、農業者自らが、５年後の目標とその達成のための取組内容を記載した経営改善計画を作成し、市町村からその経営改善計画の認定を受けた者です。わかりやすく言えば、「地域農業の将来を担う者」なのです。

◎経営改善計画の作成及び認定申請

一般社団法人は、次の項目を内容とする「農業経営改善計画認定申請書」を作成し、市町村に申請します。内容は、①目標とする営農類型、②経営改善の方向の概要、③農業経営規模の拡大に関する目標、④生産方式の合理化に関する目標、⑤経営管理の合理化に関する目標、⑥農業従事の態様等の改善に関する目標、⑦目標を達成するためにとるべき措置　です。

第１４回「直接経営をどのように行うのか？」で紹介したように、先ず、中心となる１者の「ある担い手」を決めます。そして、その担い手の経営類型や「地域の目指すべき将来の姿」を考慮し、５年後の目標を定めます。

スタート時点では、受け手のない農地を管理するだけのケースにおいては、５年以内にリタイアする農家の農地を一般社団法人が直接経営していく改善計画とするのがいいでしょう。

◎経営改善計画の認定及び「人・農地プラン」への位置づけ

市町村は、地域の実情を勘案し、育成すべき農業経営（経営類型ごとの経営規模等）の目標を定めた「基本構想」を策定しています。経営改善計画の申請があると、①基本構想に適合しているか、②農用地の効率的かつ総合的な利用に配慮しているか、③達成できる計画かなどの認定基準に照らし合わせて認定します。

「地域まるっと中間管理方式」は、守るべき地域の農地を集落全員で守りつつ、担い手の確保育成を目指す取組ですので、地域農業の将来の青写真を描く立場の市町村にとっては、とても強力な助っ人ではないでしょうか。そのような観点からも、経営改善計画の認定、そして、「人・農地プラン」への位置づけを積極的にしていただくことを切に期待しています。

◎ＪＡ、県農林水産事務所の作成支援

経営改善計画の作成に当たっては、賛助会員として加入するＪＡはもちろんのこと、県農林水産事務所の支援が欠かせません。是非、推進チームを結成して取り組んでほしいと考えています。（次回に続く）

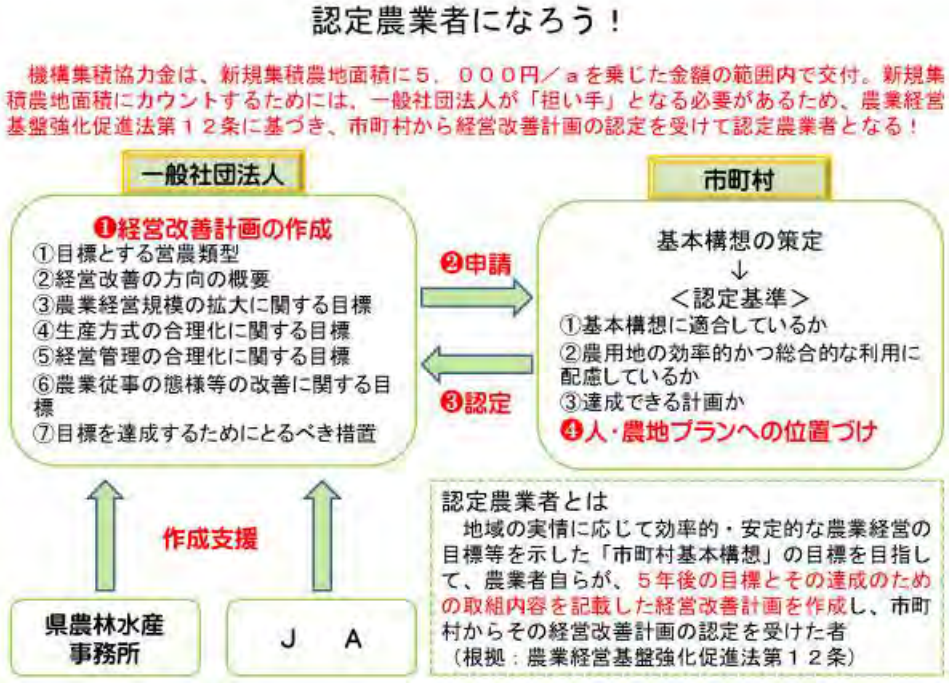

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第16回：遊休農地発生防止と耕作放棄地解消にも貢献！

これまで、「地域まるっと中間管理方式」のメリットは、①担い手同士が共存できる、②担い手や自作希望農家に対して特定農作業受委託を行う方式が取りやすい、③設立が簡便、④「非営利型法人」として設立すれば地域集積協力金が非課税　の４つであると述べてきました。

◎遊休農地発生防止と耕作放棄地解消にも貢献！

しかし、「地域まるっと中間管理方式」は「遊休農地発生防止と耕作放棄地解消」も大きな狙いの一つとしています。担い手は「条件が悪い農地なんか受けられるか」と言い、一方、「農地の管理もままならない。誰か管理してもらえるとありがたいのだが」と思っている地権者も多くいます。このような状況の中で、担い手が、地権者がと個々のせいにしていても何も解決しません。

どうすればいいのか。私は、地域で考え、創意工夫を凝らしていくことが解決の第一歩であると思っています。守るべき農地が耕作放棄地になれば、当然、営農環境の悪化に繋がり、担い手にも悪影響を及ぼします。耕作放棄地の増加は鳥獣害の拡大をも招きます。ひいては、生活環境の悪化に繋がります。将来とも、子どもたちや孫たちが暮らしていく地域であることに鑑み、「守るべき農地は地域のみんなで守っていく」ことが重要なのです。

◎遊休農地と耕作放棄地

一般的にはほぼ同義のものとして扱われています。

遊休農地：農地法において定義されている用語で、次のいずれかに該当するもの

①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比べて、著しく劣っていると認められる農地

耕作放棄地：農林業センサスにおいて定義されている用語で、「以前

耕地であったもので、過去１年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作する考えのない土地」

２０１５年（平成２７年）農林業センサスによると、本県の耕作放棄地面積は８，５１３ｈａで、５年前と比べ１３５ｈａ増加しました。この面積は、本県耕地面積の１１．１%に相当しており、その半分近くが土地持ち非農家が所有している農地となっています。発生原因は、高齢化・労働力不足、ほ場条件が悪く受け手不在、収益の上がる作物がない、獣害被害などが主なものです。

◎遊休農地問題に悩む市町村にとって強力な助っ人になる！

遊休農地問題は、ほとんどの市町村の悩みの種となっています。その悩みを、地域が率先して解決していこうというのが、「地域まるっと中間管理方式」です。市町村にとっては、「大変ありがたい、強力な助っ人」になります。是非とも、地域と一緒になって考え、支援してほしいと願っています。

具体的には、どのような営農を行うのか。生産物をいかに付加価値販売していくのかがポイントになると考えます。全国では、搾油用ナタネ、オリーブ、ワイン用ぶどう、加工専用果樹、ソルガム、エゴマ等が話題になっています。次回は事例を紹介します。（次回に続く）

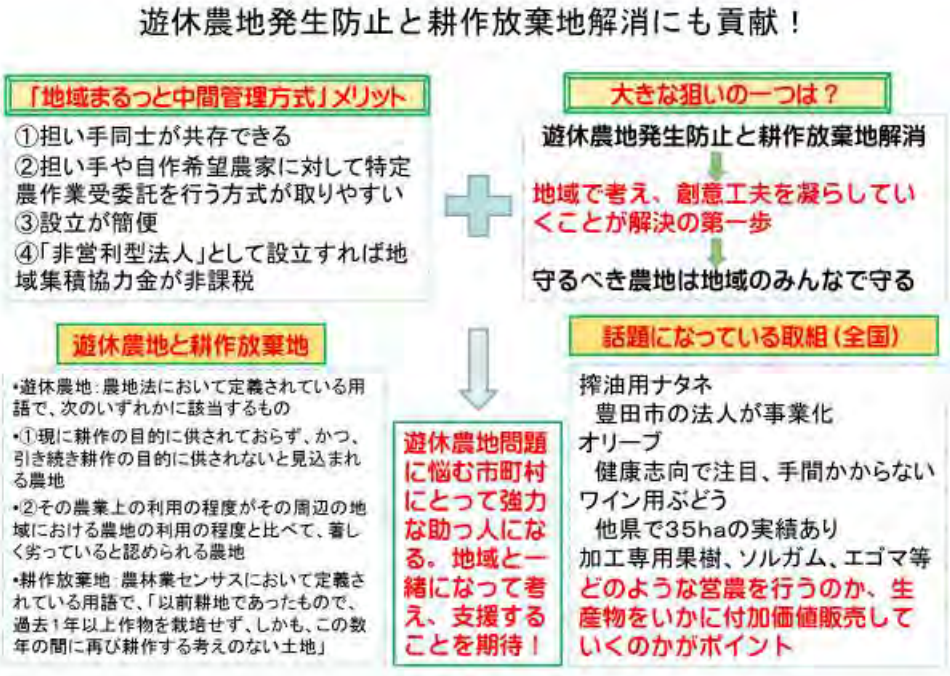

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第17回：「N農園」の新たなチャレンジ

今回は、豊田市の法人「Ｎ農園」が事業化した「搾油用ナタネ」と農地中間管理事業の新たなチャレンジを紹介します。

◎搾油用ナタネで耕作放棄地解消を！

「豊田・加茂菜の花プロジェクト」は、平成１５年、地権者から遊休農地を借り受け、菜の花栽培を開始し、初めてナタネを収穫しました。その後、栽培技術を確立するとともに、栽培面積を拡大し、搾油事業者と連携して「豊田・加茂のなのはな油」を商品化しました。このプロジェクトは、平成１９年にＮＰＯ法人の認証を取得しましたが、栽培から収穫、そして「なのはな油」の販売までを中心的に担っているのが「Ｎ農園」です。

菜の花プロジェクトは、「バイオマス資源の循環・利用促進活動」、「遊休農地等の有効利用活動」と「地域活動」の３つを活動の柱としており、遊休農地の発生防止と耕作放棄地の解消を強く意識した活動をしています。

「なのはな油」は食用油の全生産量の６割を占めていますが、国産原料の油は０．０４％しかありません。「Ｎ農園」は、耕作放棄地も再生しながら搾油用ナタネを栽培し、豊田市、みよし市で６０ｈａほどの経営をしています。

また、６次産業化の認定も受け、ナタネ粕をゆっくりと時間をかけたこだわり製法で醤油風調味料にした「なのはな醤油」を全国に先駆けて開発しました。素材の色や風味を生かしたい時に使うと、味に深みが増し、料理も美味しくなり、高級感を醸し出すことができます。

◎これからは農地中間管理事業の時代である！

「Ｎ農園」の代表は、昨年から、新たなチャレンジを始めました。それは、担い手自らが地権者を回って、農地中間管理事業の活用を働

きかける取組です。２月から、豊田市、みよし市の地権者を一人で回り、契約が切れる農地を中心として、農地中間管理事業の活用を呼びかけ、１３９筆、２０．８ｈａの実績に繋がりました。

農地を預けたいという地権者に、農地中間管理事業の活用についてのご案内（機構理事長からの趣意書）、農用地貸出希望申込書、農用地利用集積計画様式、機構作成のＰＲリーフレットをセットで渡します。その際、記入例も作成して、記入箇所と押印箇所を分かりやすく示しています。

「Ｎ農園」の代表は、「地権者にとっては、預かってもらうことが大事である」と言います。そして、地権者に対して、「農地中間管理事業は、安心して農地を預けられる制度である。１０年という長い期間預かってもらえて、その間、税金も安く抑えられる。これからは農地中間管事業の時代である」と語っています。

「Ｎ農園」の新たなチャレンジ

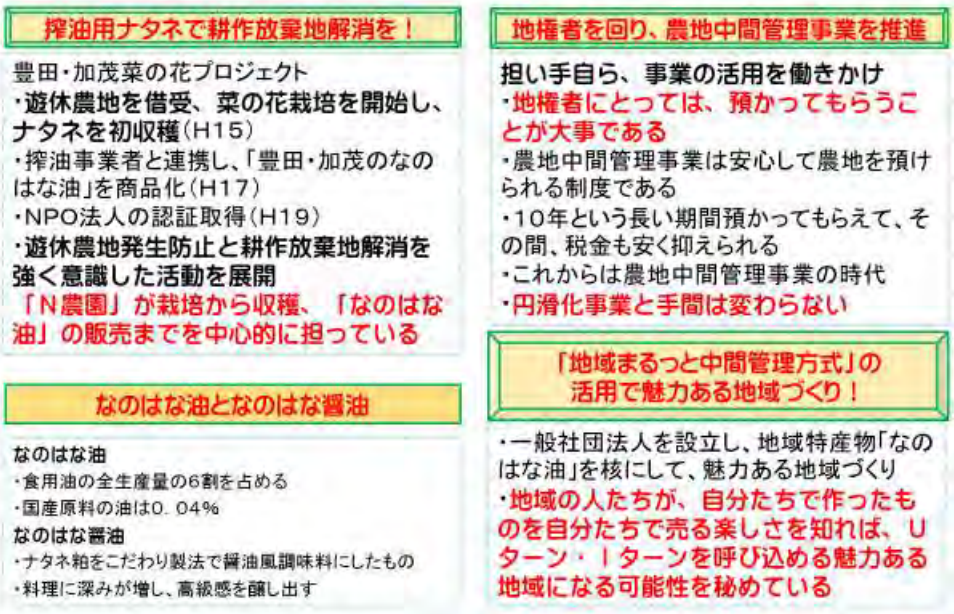

◎円滑化事業と手間は変わらない！

多くの人が、農地中間管理事業は円滑化事業と比べ、手間がかかると言います。しかし、「Ｎ農園」の代表は、「円滑化事業と手間は変わらない」と言い切っています。「行政もＪＡも難しく説明しすぎである。シンプルに伝えなければ地権者は混乱してしまう。地権者からのクレ

ームはない」とのことです。実に「目から鱗」の感があります。

私は、「Ｎ農園」の代表から、「うちに続く担い手が出てきてほしい。農地中間管理事業の実績も上げてほしい」との要請を受けています。地権者と担い手の関係、地域の実情など様々な要因が関わってきますが、この「Ｎ農園」の取組を多くの産地関係者に紹介し、次に繋げていかねばと考えています。「Ｎ農園」は、平成３０年度もこの取組を推進していきます。当基金にとっては、とても心強い存在です。

◎「地域まるっと中間管理方式」の活用で魅力ある地域づくり！

「Ｎ農園」が搾油用ナタネを栽培している地域において、「地域まるっと中間管理方式」を活用して一般社団法人を設立し、地域特産物である「なのはな油」を核にして、魅力ある地域づくりができないだろうか。

地権者も含めて、地域の人たちが、自分たちで作ったものを、自分たちで売る楽しさを知れば、Ｕターン・Ｉターンを呼び込める魅力ある地域になる可能性を秘めていると思います。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第18回：地域の創意工夫で耕作放棄地解消を！

今回は、全国で話題になっている「地域の創意工夫による耕作放棄地解消の取組」を紹介します。

◎拡大するオリーブ栽培

近年、オリーブ栽培の人気が高まり、本家の小豆島だけでなく、九州から東北まで広がっています。健康志向でオリーブオイルの需要が増え、栽培に比較的手間もかからず、耕作放棄地解消の有望作物として注目されるようになったのです。

オリーブオイルの輸入量が増え、家庭でも手軽に使われるようになったことから、耕作放棄地に悩む多くの自治体が熱い視線を注いでいます。全国の栽培面積は３００ｈａを超え、さらに拡大が加速化しています。九州では、「九州オリーブ普及協会」が立ち上がり、静岡県でも、「県オリーブ普及協会」が発足し、茶園と樹園地の耕作放棄地に苗木の植栽を進めていると聞きます。オリーブは、乾燥を好むため、湿害が懸念されますが、排水対策をすれば問題ないそうです。

国産人気が高く、確かな追い風がありますが、魅力ある地域づくりをどう進めていくのか、どのような商品開発を行うのか、そして、いかに付加価値販売していくのかなどが重要なポイントになります。集落を越えた市町村レベルの取組、イニシアティブが求められているとも言えるでしょう。

◎ワイン用ぶどうに高まる注目

耕作放棄地解消の手段の一つとして、ワイン用ぶどう栽培に注目が高まっています。優良なワイン用ぶどうの産地として評価されている長野県高山村では、栽培面積３５ｈａのほとんどが耕作放棄地でした。

ワイン用ぶどうは、垣根栽培なので生食用と比べて手間がかからず

２～３倍の面積の栽培が可能となりますが、販売価格は生食用の数分の１程度です。このため、農地集積・集約化により生産コストの低減を図ることはもちろんのこと、ワイン製造までの一貫経営による収益性向上がポイントになっています。

なお、近年、本州では、地球温暖化によるワインの品質低下を懸念し、より冷涼な気候を求めてぶどう畑が高地へ移動しています。

地域の創意工夫で耕作放棄地解消を！

話題になっている作目等	取組の概要・コメント等
オリーブ	・人気が高まり、九州から東北まで栽培が広がっている ・オリーブオイルの需要が増え、栽培に比較的手間もかからず、耕作放棄地解消の有望作物として注目 ・全国の栽培面積は300haを超え、さらに拡大が加速化 ・どのような商品開発を行うのか、いかに付加価値販売していくのかが重要なポイント
ワイン用ぶどう	・長野県高山村では、栽培面積35haのほとんどが耕作放棄地 ・生食用と比べて手間がかからず2～3倍の面積の栽培が可能となるが、販売価格は生食用の数分の1程度 ・ワイン製造までの一貫経営による収益性向上がポイント
加工専用果樹	・加工向け果実需要は年間約300万t ・品質や安全性から加工原料でも国産ニーズの高まり ・健康志向の女性や若者からの、国産ドライフルーツ人気 ・省力栽培や選果の簡素化が見込め、産地の選択肢の一つになり得る
ヤギのレンタル	・長野県伊那市で取組実施 ・他の遊休農地発生防止と耕作放棄地解消対策と組み合わせ、魅力ある地域づくりに繋げる

◎増える加工専用果樹栽培

実需者との契約栽培で、ジュースや缶詰など加工専用果樹栽培に乗り出す産地が増えています。加工向け果実需要は年間約３００万ｔあり、その９割近くを輸入品が占めています。しかし、品質や安全性から加工原料でも国産ニーズが高まり、実需者からは、「原価は上がっても、高付加価値の加工品を作りたい」という声が高まっているのです。また、健康・簡便化志向の女性や若者から、「産地が分かるので、安心して食べられる」と、国産のドライフルーツ人気が高まっています。

生産者の高齢化や農業労働力不足を勘案すれば、省力栽培や選果の簡素化が見込める加工専用果樹栽培は、産地の選択肢の一つになり得ると考えます。取組を進めている産地からは、「手間をかけずに収入が得られるのが加工用栽培の強み」、「手間の少ない加工用であれば、営農を続けられる高齢農家も多いのではないか」などの声が聞かれます。

◎ユニークな「ヤギのレンタル」

長野県伊那市に、「ヤギのレンタル」をしているところがあります。農家が草刈りなどに利用しており、料金は３，０００円／頭（最大３か月）で、延長料金は１，０００円／月です。なお、自治体や企業が利用する場合は、その５倍の料金体系となっています。

とてもユニークな取組であり、他の遊休農地発生防止と耕作放棄地解消対策と組み合わせて取り組めば、魅力ある地域づくりになるし、Ｕターン・Ｉターンも呼び込めると思うのです。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第19回：地域まるっと第1号は「一般社団法人ファーム長沢の里」

本年６月２６日、「地域まるっと中間管理方式」第１号となる「一般社団法人ファーム長沢の里」が設立されました。記念すべき全国第１号は、豊川市で誕生しました。

◎産地関係者の危機感が原動力に！

豊川市長沢地区は、旧宝飯郡音羽町の最西部に位置し、３方を山に囲まれた中山間地域です。住民は３，０００名程度で、非農家の比率が比較的高い地区ですが、地区の交流会に住民の半数が参加する「大変まとまりのある地区」です。

地区内の農地は４０ｈａ程度で、うち水田が３０ｈａ程度あり、音羽米（元肥に全量有機肥料を施用し、農薬の散布回数も減らした特別栽培米）の産地です。生協組合員との契約栽培となっており、ＪＡを通して生協組合員に販売しています。

農地では２０年ほど前から鳥獣害が発生するようになり、長沢町地区有害獣類駆除組合が集落を上げて鳥獣駆除を実施しており、年間で１５０頭を超える有害獣類（いのしし、しか等）を捕獲しています。

担い手はＯさんだけで、自作農家が数戸ありますが、高齢化により、この先が心配な状況です。昨年春にＯさんが体調を崩したことから、地区内に将来に対する危機感が生まれました。

昨年７月に機構が提案した「地域まるっと中間管理方式」に関心を持ち、いち早く手を挙げ、地区内の有志で構想づくりを進めてきました。地区内に危機感があり、リーダーが存在しています。さらに、ＪＡ、市の支援、普及課も普及課題に位置付けるなどの体制が整っていました。

◎課題と方向性

地区の課題は、農地保全と新規参入者の確保です。地区のリーダーは、「長沢の農業を守っていきたい。そのために、集落営農組織を立ち上げたい。法人化を考えている。「地域まるっと中間管理方式」でやりたい。５年後、１０年後を見据えて、若い新規参入者を確保育成していきたい。次の段階として、基盤整備もしていきたい」との想いで、地区内の話し合いを進め、６月２日の法人設立説明会では、ほぼ全員の賛成を得ることができました。

◎「地域まるっと中間管理方式」の「見える化」で周辺地域へ波及を！

「地域まるっと中間管理方式」では、農地の利用権が一般社団法人にあります。そのことがポイントなのです。法人が責任を持って、農地保全、魅力ある地域づくりに取り組みます。そして、その「魅力ある地域づくり」が長沢地区の５年後、１０年後を担う新規参入者の確保育成に繋がっていくのです。

「地域まるっと中間管理方式」の先行事例により「見える化」を図ることができたので、今後は、県内周辺地域への普及はもとより、他府県において、同様な課題に直面している地域とも情報共有しながら、全国展開を図っていきたいと考えています。（次回に続く）

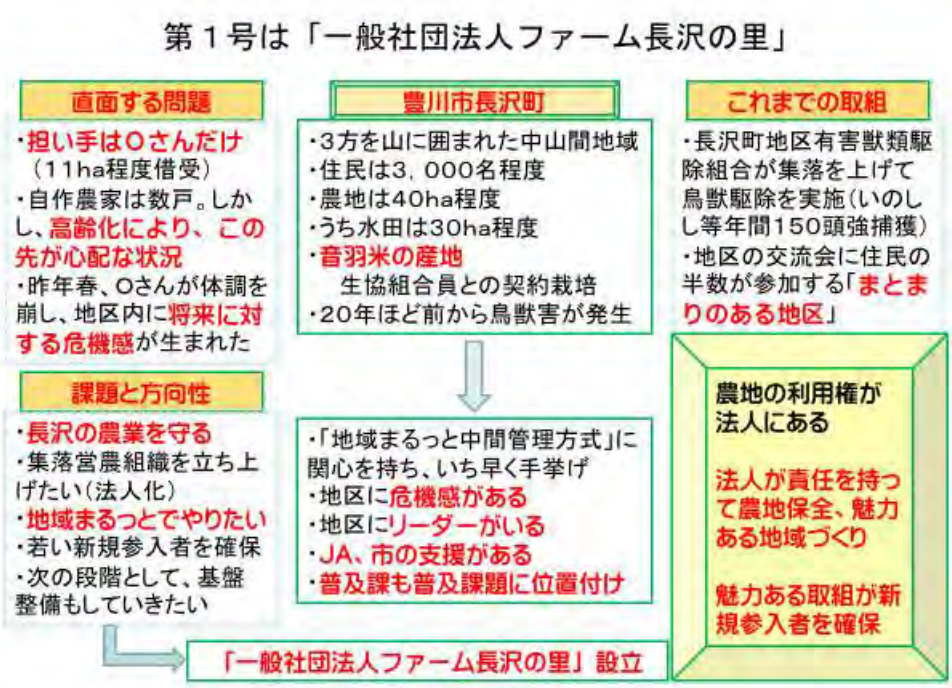

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第20回：特定農作業受委託契約を締結しよう！

集落営農組織を一般社団法人として設立する「地域まるっと中間管理方式」は、担い手同士、そして、自作希望農家も共存できるシステムであり、特定農作業受委託という方式を用います。

法人は、機構から農地を借り受けますので、会員へ農地を貸付（転貸）することはできません。そこで、直接経営を行う農地以外については、法人が担い手、自作希望農家と特定農作業受委託契約を締結します。そして、受託者から一定額を徴収し、徴収した一定額は、機構へ支払う賃料に充当されます。

特定農作業受委託とは、農作業を委託することを約した契約であり、
①受託者が農産物の生産のために必要な基幹的な作業を行うこと
②生産した農産物を受託者の名義で販売できること
となっており、契約を締結すると、販売権は受託者にあります。

稲については、耕起・代かき、田植及び収穫・脱穀、麦・大豆については、耕起・整地、播種及び収穫、その他の作目については、稲・麦・大豆に準ずる作業が基幹的な作業となります。

◎特定農作業受委託契約書の内容は？

特定農作業受委託契約書の条文については、次のとおりです。

第１条　甲（委託者＝一般社団法人）は、乙（受託者＝担い手、自作希望農家）に対し、次に提示する農地について、「委託する農作業」欄に記載した農作業を委託し、乙はこれを受託する。

所定の様式に、「農地の所在・地番」、「地目」、「面積」、「甲の権利の種類」（地域まるっと中間管理方式では利用権）及び「委託する農作業」を記入します。

第２条　甲は、乙に対し、前条に提示する農地において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

この条項により、生産した農産物を受託者の名義で販売できることになり、販売権は受託者になります。

第３条　乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入のうち、別に定める一定額を１１月末までに甲に支払うものとする。

この一定額は、法人から機構に支払う賃料に相当するものですので、使用貸借契約の場合は、一定額は０円となります。

第４条　本契約の有効期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年３月３１日までとする。

第５条　甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要が生じた場合には、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

◎ＪＡの全面的なバックアップを期待！

特定農作業受委託については、経営所得安定対策で馴染みのある方もいるかと思いますが、ＪＡが法人の賛助会員となって、契約手続を進めてほしいと考えています。（次回に続く）

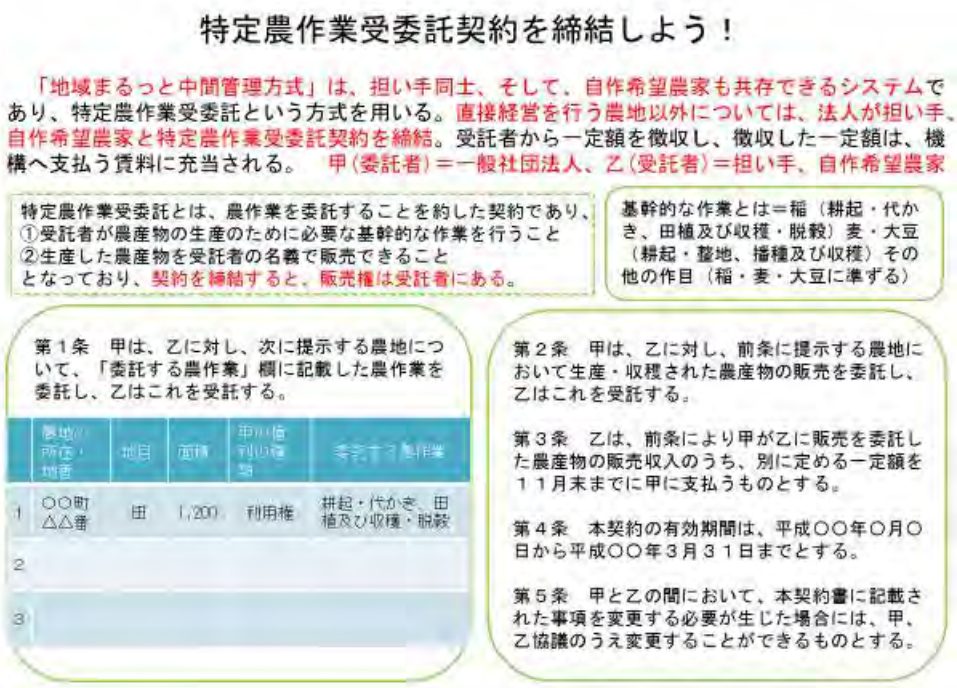

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第21回：時系列でスケジュールを示す！

第１０回のメッセージで「今後の進め方（標準例）」を提示しましたが、今回は、項目ごとに時系列で分かりやすくスケジュールを示します。ここでは、平成３０年度機構集積協力金の対象となるスケジュールを示しましたが、３０年度実績としてカウントする場合は、３月認可まで含まれますのであと３か月ゆとりがあることになります。

スケジュール（Ｈ３０機構集積協力金対象）

◎「合意形成」と「法人設立」

合意形成と法人設立は密接な関係にあります。先ず、地域のリーダーを中心として現状把握を行うとともに、５年後、１０年後を客観的に予測します。そして、「目指すべき将来の姿（青写真）」の実現に向けて、課題と方向性を洗い出します。

「守るべき農地をみんなで守る」、「Ｕターン・Ｉターンにより、若い新規参入者を確保する」といった方向性がでたら、その推進母体、受け皿となる一般社団法人の設立を検討します。定款ひな型を参考にして定款案を作成し、併せて役員選任案も盛り込みます。

一般社団法人は、設立時社員２名以上で設立できますが、地域の総意で設立するという点から言えば、できるだけ多くのメンバーが設立時社員となることが望ましいと考えます。設立時社員で合意形成ができたら、地権者へ提案して承認を得ます。そして、公証役場で定款認証を受け、法務局で設立登記を行います。定款認証及び設立登記については、精通した司法書士に依頼すれば、１日で行うことも可能です。

◎「借受希望者への応募」と「経営改善計画の認定」

法人設立後は、「借受希望者への応募」と「経営改善計画の認定」の手続きを行います。機構では、本年６月から、通年で借受希望者の募集を行っていますので、設立登記が済んだら、借受希望者の募集へ応募してください。一定期間の応募者を取りまとめて、機構が応募者リストを公表しますので、これをもって、機構から農地の貸付を受ける権利を取得したことになります。

「借受希望者への応募」と並行して、設立した一般社団法人が認定農業者になるよう手続きを進めます。経営改善計画を作成し、農業経営基盤強化促進法第１２条に基づき、市町村から認定を受けます。「地域まるっと中間管理方式」は、遊休農地も含めて守るべき農地を集落のみんなで守るとともに、農地集積・集約化と担い手確保育成を目指すものですので、市町村の理解・支援を期待しています。

◎「集積計画」と「配分計画」

集積計画については、「地域における合意形成」と並行して進めます。地権者へ提案して承認が得られれば、次は、地権者受付会です。農用地貸出希望申込書と農用地利用集積計画様式に、事前に所有農地を記入して、地権者に説明して署名捺印してもらいます。合意形成と並行して、できるだけ早く、この準備に取り掛かってください。

地権者受付会の時期は、７月下旬から８月中旬です。そして、１０月の農業委員会に集積計画案を諮り、１２月に認可公告を受ければ、３０年度の交付金単価で機構集積協力金を受けることができます。次回から、定款ひな型を紹介します。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第22回：一般社団法人定款ひな型（その1）

今回から、３回に分けて定款ひな型を紹介します。第１章の総則から第１０章の補則まで全１０章全４０条の定款です。任意の集落営農組織と比べると、条項が多くて戸惑うかもしれませんが、分かりやすく紹介します。今回は、第１章から第４章です。

◎第１章　総則

第１条は、法人の名称です。産地関係者で知恵を出し合って、素晴らしい名称を付けてください。第２条は、事務所です。事務所の所在地を市町村名まで謳います。

◎第２章　目的及び事業

第３条は、目的です。定款ひな型では、「当法人は、管轄地域内の農地利用の最適化と担い手の確保育成を通じて、会員相互の支援、交流、連絡等会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的とする」と謳っています。

第４条は、事業です。定款に謳っていない業務を行うことはできません。定款ひな型では、次の６事業を謳っています。

(1) ○○県農地中間管理機構からの農地借受事業
(2) 地域資源（農地）管理事業
(3) 農業経営事業
(4) 農作業委託事業
(5) 前各号に付帯又は関連する一切の事業
(6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

◎第３章　会員

第３章では、法人の構成員（第５条）、入会（第６条）、経費の負担（第７条）、任意退会（第８条）、除名（第９条）、会員資格の喪失（第１０条）について謳います。

法人の構成員は、事業に賛同する個人又は団体です。理事会の定め

るところにより入会の申込みをし、承認を受けた者を会員とし、この会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とします。また、入会金及び会費の額については、総会において別に定めます。

◎第４章　総会

第４章では、構成（第１１条）、権限（第１２条）、総会の開催（第１３条）、招集（第１４条）、議長（第１５条）、議決権（第１６条）、決議（第１７条）、議事録（第１８条）について謳います。

総会は、すべての会員をもって構成し、これを法律上の社員総会とします。総会の権限は、次のとおりです。

(1) 入会金及び会費の額
(2) 会員の除名
(3) 理事及び監事の選任及び解任
(4) 理事及び監事の報酬等の額
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
(6) 定款の変更
(7) 解散及び残余財産の帰属の決定
(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

総会は、定時総会として毎事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催します。理事会の決議に基づき理事長が招集します。議長は、理事長が当たります。議決権は、会員１名につき１個です。決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行います。但し、次の決議は、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。代理出席、委任状も出席として扱います。

(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項

（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第23回：一般社団法人定款ひな型（その2）

今回は、第５章と第６章を紹介します。

◎第５章　役員

第５章では、役員（第１９条）、役員の選任（第２０条）、理事の職務及び権限（第２１条）、監事の職務及び権限（第２２条）、役員の任期（第２３条）、役員の親族等割合の制限（第２４条）、役員の解任（第２５条）、報酬等（第２６条）、役員の責任免除（第２７条）について謳います。

理事は３名以上１０名以内、監事は２名以内、理事のうち１名を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める代表理事とします。理事及び監事は、総会の決議によって選任し、理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定します。

理事長は、毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告します。監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。

理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとし、再任を妨げません。監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げません。定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有します。

第２４条（役員の親族等割合の制限）では、「理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれてはならない」と謳っています。これは、

「非営利型法人」の要件の一つであり、重要なポイントです。

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができます。また、理事及び監事に対して、総会が定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができ、費用を弁償することができます。

法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができます。

◎第６章　理事会

第６章では、構成（第２８条）、権限（第２９条）、招集（第３０条）、決議（第３１条）、議事録（第３２条）について謳います。

理事会は、すべての理事で構成し、次に掲げる職務を行います。

(1) 当法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長の選定及び解職
(4) その他法令又は定款に規定する職務

理事会は、理事長が招集します。理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集します。

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行います。この規定にかかわらず、一定の要件を満たしたときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなします。（理事会の決議の省略）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印します。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第24回：一般社団法人定款ひな型（その3）

今回は、第７章から第１０章及び附則について紹介します。

◎第７章　資産及び会計

第７章では、事業年度（第３３条）、事業報告及び決算（第３４条）について謳います。

事業年度は、定款で自由に決めることができます。事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、（１）及び（２）については定時総会に報告し、（３）から（５）については定時総会の承認を受けます。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

◎第８章　定款変更及び解散

第８章では、定款の変更（第３５条）、解散（第３６条）、剰余金の処分制限（第３７条）、残余財産の帰属（第３８条）について謳います。

第３７条（剰余金の処分制限）では、「当法人は、剰余金の分配をすることはできない」と謳っています。「非営利型法人」の要件の一つです。

第３８条（残余財産の帰属）では、「当法人が清算する場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する」と謳っています。これも、「非営利型法人」の要件の一つです。

◎第９章　公告の方法

第９章では、公告の方法について謳います。法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行います。

◎第１０章　補則

第１０章では、細則（第４０条）について謳います。この定款に定めるもののほか、法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めます。

◎附則

１つ目として、定款は法人の成立の日から施行します。

２つ目として、設立時社員の氏名及び住所を明記します。理事長からのメッセージ第２１回でも発信しましたように、「一般社団法人は、設立時社員２名以上で設立できますが、地域の総意で設立するという点から言えば、できるだけ多くのメンバーが設立時社員となることが望ましい」と考えます。

３つ目として、法人の設立当初の事業年度は、法人の設立の日から当該年度の３月３１日までとなります。

４つ目として、法人の設立時の役員を明記します。３名以上１０名以内の理事及び２名以内の監事を明記し、事前の話し合いにより代表理事を決めておきます。

そして、地権者へ提案して、定款の承認を得ます。こうしておけば、その後、スムーズに定款認証、設立登記の手続を進めることができるのです。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第25回：一般社団法人の運営イメージ

前回まで３回に分けて定款ひな型を紹介しましたので、今回は、一般社団法人が行う事業、構成員、農地利用の関係を図に表示して、「一般社団法人の運営イメージ」を共有したいと思います。

定款ひな型でも紹介しましたが、目的は、「管轄地域内の農地利用の最適化と担い手の確保育成を通じて、会員相互の支援、交流、連絡等会員に共通する利益を図る活動を行うこと」です。

事業は、次に掲げる６事業となります。

(1) ○○県農地中間管理機構からの農地借受事業
(2) 地域資源（農地）管理事業
(3) 農業経営事業
(4) 農作業委託事業
(5) 前各号に付帯又は関連する一切の事業
(6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

◎構成員はどう関わるのか

非営利型法人の条件をクリアするためには、理事は３名以上必要です。理事のうち１名が理事長（代表理事）になります。監事を含めて役員です。設立時役員及び設立時社員以外の者は、入会申込書を提出して会員となります。法人の構成員は、事業に賛同する個人又は団体ですので、ＪＡも賛助会員として加入し、特定農作業受委託契約事務等を担当することを期待しています。

理事のうち少なくとも１名（通常は理事長）が農業経営事業に携わります。また、法人の農業経営の将来を担う会員（従業員）を確保し、理事長と一緒に農業経営に携わってもらいます。この際、理事長及び法人の農業経営に常時従事する会員（従業員）の社会保険相当額については、法人が負担します。

◎農地利用はどうなるのか

法人は、機構から農地を借り受けますので、会員へ農地を貸付（転貸）することはできません。そこで、直接経営を行う農地以外については、法人が担い手、自作希望農家と特定農作業受委託契約を締結します。言い換えれば、特定農作業受委託契約を締結していない農地は、法人が農業経営している農地になります。但し、特定農作業受委託契約も農業経営もできない農地がでてくれば、草刈り等の日当を法人が会員に支払って保全管理することになり、これは地域資源（農地）管理事業に位置付けられます。

◎法人の農業経営の収支はどうなるのか

収入は、農産物販売収入です。支出は、肥料代・燃料代等生産費、常時従事する者の社会保険料、そして、生産販売に関わった者への報酬及び給料です。結果として、法人としての利益（所得）は発生しないことになります。

なお、地域集積協力金については、原則として、法人の運営に必要な事務経費、保全管理農地の草刈り等の日当、法人住民税の均等割（年間７１，０００円程度）に使うことを考えています。（次回に続く）

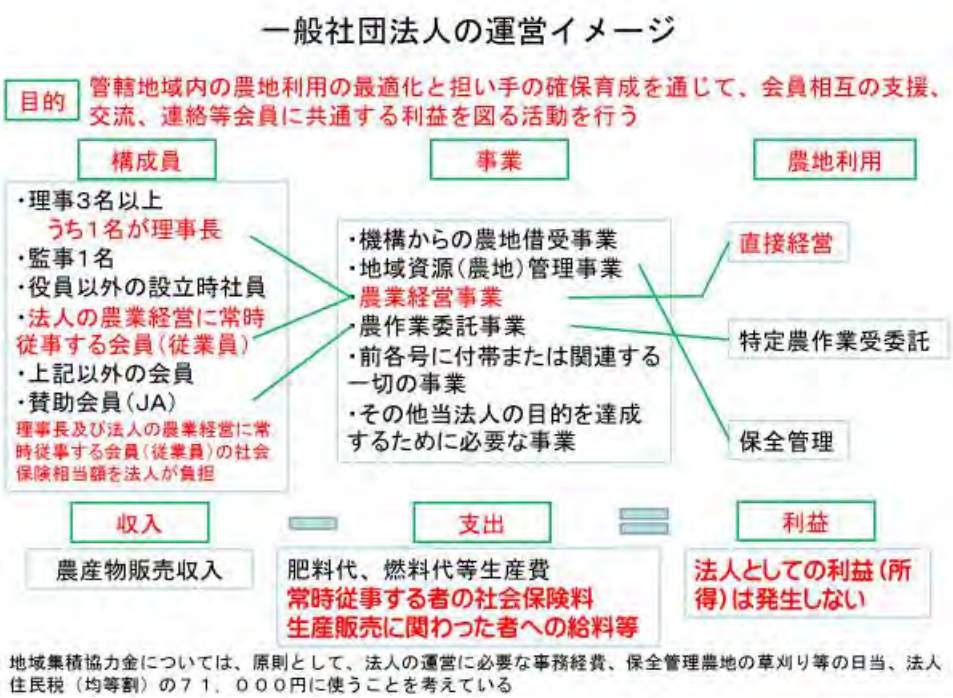

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第26回：一般社団法人の財務諸表イメージ

一般社団法人の事業年度は、定款で自由に決めることができますが、毎事業年度終了後３か月以内に開催する定時総会において、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書等）の承認を受けなければなりません。今回は、「一般社団法人の財務諸表イメージ」を共有したいと思います。

会計については、「農業経営事業会計」と「地域資源管理事業会計（又は共通会計）」に区分すると分かりやすいでしょう。

◎農業経営事業会計のイメージ

農業経営事業会計では、農産物販売収入が経常収益になり、事業費が経常費用になります。経常費用には、資材費、燃料費等生産費、生産販売に関わった者への役員報酬及び給料、常時従事する者の社会保険料等が該当します。

農業機械については、法人設立当初は、直接経営に携わる担い手からリースし、更新時に、法人として購入し、減価償却費に計上する形が望ましいと考えます。

租税公課については、法人として利益（所得）が発生しない場合、法人住民税の均等割（年間７１，０００円程度）のみ納めることになりますが、これは地域資源管理事業会計から支出します。

なお、初年度において、農産物販売収入がない場合でも、資材費、燃料費等の費用が生じますので、事業費相当分を短期借入金で対応することになります。

◎地域資源管理事業会計（又は共通会計）のイメージ

地域資源管理事業会計（又は共通会計）では、会員から会費を徴収しない場合、受取補助金等として扱う地域集積協力金が経常収益になります。なお、会費を徴収する場合は、それを受取会費として扱い、地域集積協力金と併せて経常収益とします。

経常費用には、先ず、法人の運営に必要な事務経費等が該当します。総会、理事会の開催経費、役員報酬等です。

次に、直接経営、特定農作業受委託のいずれもできない農地が出てきた場合、法人で保全管理する必要がありますが、その際の草刈り等の日当、出役してくれる会員の労災保険が該当します。日当については、多面的機能支払制度などを参考にして、弁当代を基本にしてはどうでしょうか。

なお、経理事務については、年間１０～２０万円程度の費用が必要となりますが、税理士に依頼することをお奨めします。これも経常費用になります。

また、法人住民税の均等割（年間７１，０００円程度）については、地域集積協力金を充当して、地域資源管理事業会計から支出します。

◎正味財産増減計算書のイメージ

ここに、正味財産増減計算書のイメージを示します。イメージは伝わったでしょうか。（次回に続く）

正味財産増減計算書のイメージ

（単位：円）

科　　目	農業経営事業会計	地域資源管理事業会計	合　　計	（備　　考）
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費				会費を徴収する場合
事業収益				農産物販売収入
受取補助金等				地域集積協力金
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬・給料手当				生産販売に関わった者へ支払い
社会保険料				対象：雇用する者
生産費				肥料代、農薬代等
管理費				法人の運営に必要な事務経費他
当期経常増減額				
当期一般正味財産増減額				
Ⅱ　指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
Ⅲ　正味財産期末残高				

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第27回：一般社団法人ファーム長沢の里へ100％近い農地集積を実現

◎地権者受付会を開催

６月２６日に「地域まるっと中間管理方式」第１号となる「一般社団法人ファーム長沢の里」を設立した豊川市長沢地区では、その後、市が農用地利用集積計画の準備を進め、８月１０日と１１日の両日、長沢地区市民館において地権者受付会が開催されました。

受付会は、市が主催して、県、ＪＡ、農業振興基金の同席のもと開催され、「一般社団法人ファーム長沢の里」の役員と設立時社員も全員出席し、手続きのために来場した地権者からの様々な相談に乗りました。６月２日及び２４日の２回に渡っての法人設立説明会で、ほぼ出席者全員の賛成を得ていたこともあり、猛暑の中ではありましたが、多くの地権者が会場に足を運び、スムーズに受付会を進めることができました。

受付会に来場した地権者に対して、法人設立の趣旨、所有する農地を機構に貸し出してほしい旨を説明し、農家台帳で対象農地を確認しながら、「農用地貸出希望申込書」と「農用地利用集積計画」に押印いただきました。併せて、「一般社団法人ファーム長沢の里」入会申込書に押印いただき、入会通知書を手渡すとともに、自作希望農地の有無を確認して農家台帳にチェックしました。

地権者からは、「現在、農地を預けているが、畦畔の草刈り実施で保有米をもらっている。今後も同じようにしてくれるか」、「白地も預けられないか」、「法人に入会希望はあるが、納税猶予を受けている。何かいい方法はないか」などの相談があり、法人の役員が一つ一つ丁寧に対応していました。

２日間の受付会において、該当する地権者１４５名の８０％に当たる１１６名が来場し、機構を介した「一般社団法人ファーム長沢の里」

への農地の貸付に同意し、対象面積の８割以上の集積を達成することができました。

◎１００%近い農地集積を実現

その後、受付会に来場できなかった地権者に対し、法人の役員が説明に回るなどして、最終的に１４０名の同意を得て、１００%近い農地集積を実現することができました。

「一般社団法人ファーム長沢の里」は、９月２５日、第１回臨時総会を開催して、法人の運営体制、平成３０年度事業計画等を説明しました。１２月４日に認可の公告がされれば、翌１２月５日から、法人が直接経営する以外の農地については、特定農作業受委託の手続きをします。法人の直接経営については、今年度の収入は生じませんが、年が明けたら、来年度の収穫に向けて、耕起に取りかかります。

これまで、合意形成、法人設立、第１回臨時総会、農地集積とステップを踏んできましたので、今後は、直接経営を軌道に乗せ、新たな担い手の確保育成に取り組んでいきます。今後とも、取組状況を発信していきます。次に続く地域の道標になれば幸いであると考えています。（次回に続く）

大勢の会員が出席して開催された第１回臨時総会（役員と設立時社員を紹介）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第28回：所有者不明農地の利活用のための新制度

◎所有者不明農地はどうなるの？

相続の際に名義変更が行われず、権利関係が不明確な状態となっている相続未登記農地（所有者不明農地）が増えています。平成２８年度に農林水産省が実施した「相続未登記農地等に係る実態調査」では、相続未登記の可能性がある農地面積は全農地の２割に達すると報告されています。

これまでは、５年を超える期間で農地を貸し付けるには、対象農地の全相続人の同意が必要であり、５年を超えないものに限り、過半の持分を有する者の同意があれば農地を貸し付けることができました。

しかし、過半の持分を有する者を確知できない場合は、「公示・裁定制度」の活用以外に方法がなく、これまで、静岡県、青森県を始めとして、この制度の活用がされてきましたが、大変な手間と時間を要していました。

「地域まるっと中間管理方式」を推進する上で、所有者不明農地の利活用は大きな問題です。また、機構関連事業の実施を希望する地区では、１５年以上の中間管理権を設定できないため、深刻な問題となっていました。

◎農業経営基盤強化促進法の改正

農林水産省は、共有者の一部を確知することができない農地について、農用地利用集積計画により２０年を超えない期間の貸借ができることとするため、農業経営基盤強化促進法の改正法案を第１９６回通常国会に提出し、改正法が５月１１日に可決成立（５月１８日公布）し、１１月１６日に施行されました。

改正のポイントは、次の２つです。

１つ目は、これまで、共有者の過半の同意で５年以内としているものが２０年以内になりました。

２つ目は、共有者の過半が判明していない場合においても、相続人の一人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付できるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができるものとし、期間は２０年以内になりました。この場合、農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定されます。

◎併せて農地法も改正

共有者の過半が判明していない遊休農地についても、農業委員会が一定の範囲で探索を行い、公示手続を経て、農地中間管理機構から都道府県知事への裁定申請、都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構への２０年以内の利用権設定ができるようになりました。

◎所有者不明農地の利活用のため、新制度の積極的な活用を！

所有者不明農地の利活用のための新制度ができましたので、積極的に活用して、「地域まるっと中間管理方式」に取り組んでほしいと考えています。（次回に続く）

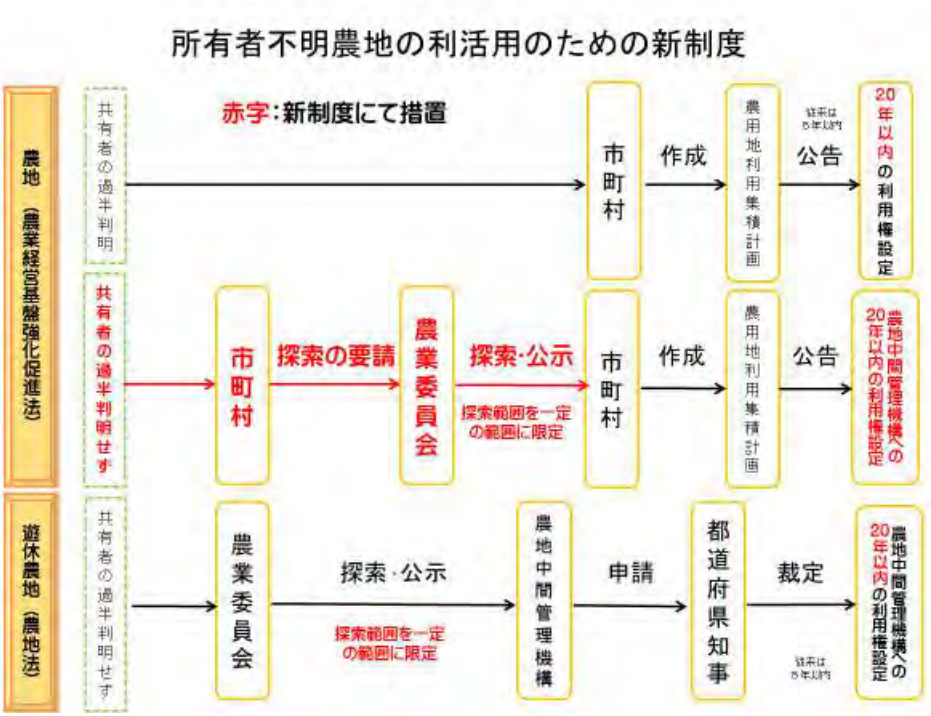

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第29回：田園回帰の波をどう生かすか

◎地域の課題と方向性

県内の多くの地域は、担い手の高齢化と農業労働力不足という大きな問題を抱える中、「守るべき農地を如何に守っていくか」という課題に直面しています。

この場合、農家の子弟だけを対象としていても担い手を確保できないことは明白です。次は、地域内の非農家の中から担い手の確保を考えます。そして、それもできなければ、方向性は「外部からの新規参入者の確保」になります。

担い手の高齢化と農業労働力不足については、皆、定性的には理解していますが、意外に定量的には把握できていません。私は、そのことが、「産地関係者の危機感がいま一つ希薄である」ことに繋がっているのではないかと考えています。

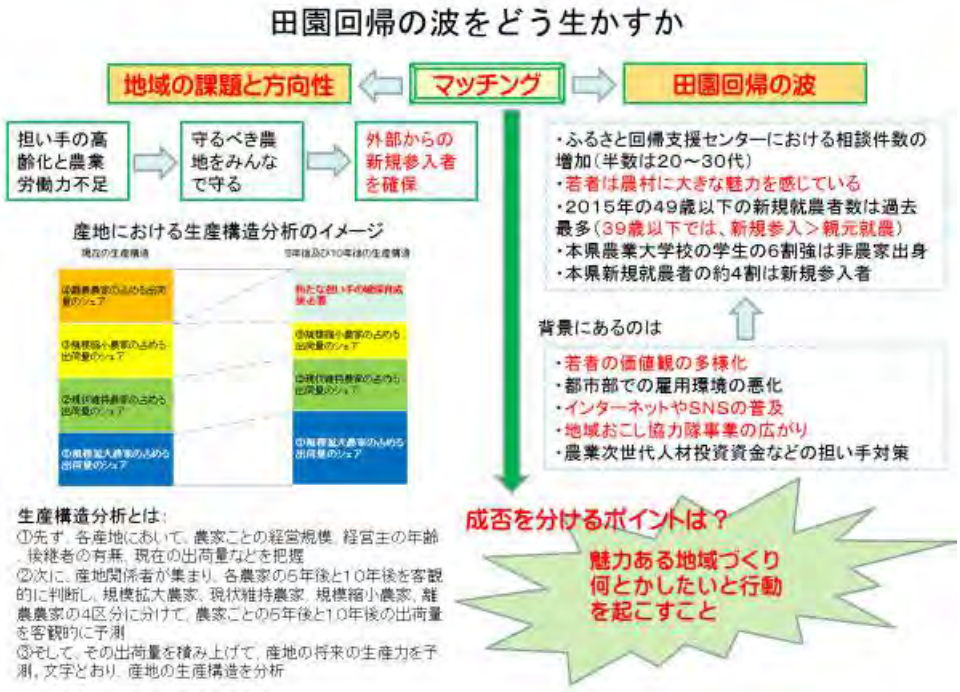

私は、以前、担い手の確保育成を念頭に置いて、将来の生産力を客

観的に予測する「生産構造分析」という手法を提唱し、私自身が考えている、あいち型「担い手の確保育成イメージ」を紹介しました。生産構造分析の手法は次のとおりです。①先ず、各産地において、農家ごとの経営規模、経営主の年齢、後継者の有無、現在の出荷量などを把握します。②次に、産地関係者が集まり、各農家の５年後と１０年後を客観的に判断し、規模拡大農家、現状維持農家、規模縮小農家、離農農家の４区分に分けて、農家ごとの５年後と１０年後の出荷量を客観的に予測します。③そして、その出荷量を積み上げて、産地の将来の生産力を予測します。文字どおり、産地の生産構造を分析するのです。産地関係者には、今一度、将来の生産力を客観的に予測する「生産構造分析」の実施をお奨めします。

◎田園回帰の波

近年、農村を志向する若者が増えています。農村への移住を後押しする「ふるさと回帰支援センター」では、移住相談件数が年々増え続け、平成２９年は年間３万件を超え、この３年間で３倍近くになりました。その半数は２０～３０代の若者です。また、平成２７年の４９歳以下の新就農者数は、過去最多を更新し、３９歳以下に限れば、新規参入が親元就農を上回っています。このように、若者は農村に大きな魅力を感じています。

本県においても、新規就農者の約４割は農外からの新規参入者であり、農業大学校の学生の６割強は非農家出身者となっています。

この背景には、①若者の価値観の多様化、②都市部での雇用環境の悪化、③インターネットやＳＮＳの普及、④地域おこし協力隊事業の広がり、⑤農業次世代人材投資資金などの担い手対策　があると考えられます。

◎成否を分けるポイントは？

田園回帰の波をしっかりととらえ、「地域の方向性」とマッチングするポイントは何か。私は、「魅力ある地域づくり」と「何とかしたいと具体的に行動を起こすこと」の二つであると考えています。次回から、もう少し詳しく発信していきます。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第30回：「魅力ある地域づくり」とは？

◎夢を語ることができる活動

ある講演会で、「魅力ある地域づくりとは何か？」という質問を受けました。「魅力ある地域づくり」とは何でしょうか。分かりやすく言えば、「地域の人たちが生き生きとして、夢を語ることができる活動をすること」であると私は考えています。「地域まるっと中間管理方式」に取り組めば、「魅力ある地域づくり」ができるという単純なものではありませんが、「地域まるっと中間管理方式」の原点には「魅力ある地域づくり」があります。

大前提は、「地域の話し合いによる合意形成」です。これは、農事組合法人であろうと、営農組合であろうと変わりません。この大前提である「地域の話し合いによる合意形成」が、多くの地域でネックになっているように感じます。なぜ、合意形成が進まないのでしょうか。それは「目指すべき将来の姿（青写真）」を描けないからではないでしょうか。言い換えれば、「将来の展望が拓けない」、「儲かる展望が拓けない」ということなのでしょう。

◎地域ブランドの創出

スケールメリットが難しい地域において、守るべき農地を地域のみんなで守っていくためには、「どんな作目をどのように生産し、どのように売っていくのか」が最重要課題となります。とりわけ、畑地をどう活用するのかを考えなければなりません。

先ずは、自分たちの地域をしっかりと分析することです。強み、弱みなどＳＷＯＴ分析をやってみるのもいいでしょう。そして、「珍しさ」、「健康」、「アンチエージング」等をキーワードとし、地域に適した作目を絞り込みましょう。併せて、どこへ、どのように販売していくのかを検討しましょう。まさに地域ブランドを創出するのです。この地域ブランド創出のための基礎データの分析については、次回のメッセ

ージで取り上げたいと思います。

　このように、売り先を確保し、契約栽培や契約取引をすれば、通常の出荷と比べて、かなりの利益確保が見込めます。言い換えれば、このような地域ブランドを創出しなければ、将来の展望は拓けないと思うのです。

◎消費者に応援してもらう

　目指すのは「消費者に応援してもらえる地域づくり」です。地域の農地を守るなら、先ずは、地域内住民、そして、地域出身者、さらには、地域に関心を寄せる人たちに応援してもらうことです。

　地域ブランドとして確立できれば、当然、付加価値がついて販売価格も高くなります。都市部に住んでいる「健康」や「アンチエージング」に関心が高い消費者を対象に、その付加価値を評価してもらう取組も重要です。

　このように考えると、少し光が見えてきませんか。さあ、何とかしたいと具体的に行動を起こしましょう。ともに考えていきましょう。

（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第31回：研究機関との連携を促進しよう！

近年、「医食同源」という言葉をよく耳にするようになりました。日頃からバランスの取れた美味しい食事をとることで病気を予防し、治療しようとする考え方です。農産物そのものが本来持っている栄養素や機能性成分に改めて注目が集まっています。

前回のメッセージで、「魅力ある地域づくり」の柱の一つとして「地域ブランドの創出」を取り上げました。地域ブランドを売り込んでいく時、セールスポイントの根拠となる基礎データがあれば、説得力もあり、消費者の評価も得られやすいと思います。

◎「平成３０年度アグリビジネス創出フェア in 東海」に来場を！

ＮＰＯ法人東海地域生物系先端技術研究会は、平成３１年１月２９日（火）・３０日（水）の両日、ウインクあいちにおいて、「平成３０年度アグリビジネス創出フェア in 東海」を開催します。このイベントは、展示・実演、講演会等を通じて情報交換を行い、農林水産・食品産業分野における産学官連携を促進することを目的としています。分かりやすく言えば、大学等研究機関の研究シーズと来場者のニーズのマッチングを進めるイベントです。

今回のフェアでは、企画展示が二つあります。一つ目は、「東海４県のオリジナルいちご品種の展示及び地域農業研究の紹介」です。東海地域農業関係試験研究機関の主催による「いちごマッチングフォーラム in 東海」を同時開催し、各県が開発したいちご品種のＰＲ、試食、アンケートを実施します。

二つ目は、「東海・近畿地域の農林水産物・加工品の栄養・機能性分析」です。名古屋大学が取り組んでいる機能性成分の分析手法の紹介、和歌山工業高等専門学校が取り組んでいる梅とジャバラ（和歌山原産の香酸柑橘）の機能性とそれらを活用した食品の紹介があります。ま

た、一般財団法人日本食品分析センターを始め、栄養・機能性分析が可能な研究機関などが出展します。さらに、６次産業化事業者による農林水産物・加工品の展示紹介もあります。

◎研究機関との共同研究を進めよう！

会場では、大学等研究機関から、「こんな研究をしています」とか「こんな分析もできますよ」といった情報発信があり、来場者は、「〇〇を地域ブランドにしていきたい。栄養素や機能性成分などの分析は可能ですか」といった意向を伝えることができます。「興味深い内容。共同研究してみましょうか」となれば、交渉成立です。

育成した地域ブランドを有利に販売したい、また、新たな地域ブランドの創出を検討したいと考えている産地関係者は、是非、「平成３０年度アグリビジネス創出フェア in 東海」に来場ください。多くの生産者、ＪＡ、市町村等の方々のご来場をお待ちしています。

大学等研究機関のシーズと産地関係者のニーズのマッチングができれば、共同研究の道が開けます。研究機関による基礎データがあれば、「魅力ある地域づくり」を進める産地の活動にも弾みがつくことと思います。（次回に続く）

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第32回：地域まるっと第2号は「一般社団法人押井営農組合」

平成３１年１月８日、「地域まるっと中間管理方式」第２号となる「一般社団法人押井営農組合」が設立されました。第２号は、提案当初に想定していた中山間地域である豊田市押井町（旧東加茂郡旭町管内）で誕生しました。

◎集落の農地を地域で守る意識の高まり

豊田市押井町では、農業者の高齢化、後継者不在による耕作放棄地の増大が懸念されたことから、平成１２年度から中山間直接支払制度に取り組み、耕作放棄地や獣害対策、水路・農道の共同維持管理などを集落が一体となって行ってきました。

この取組により、「集落の農地を地域で守る意識」が高まり、２３年１２月に集落営農組織「押井営農組合」を設立し、農地保全と農業経営の継続を図ってきました。組合員は２７人で、すべての地権者が加入しています。農地面積は７．７ｈａで、農業機械を共同利用し、うち５．５ｈａで米を栽培しています。機械作業の担い手は、Ｉターン者１人を含めて３人です。

２９年１月に「一般社団法人おいでん・さんそん」を設立し、都市農山村交流のコーディネート、定住促進、地域づくり人材の育成などの事業を実施する中で若いＩターン者の移住が実現し、現在では、機械作業やライスセンター作業も、Ｉターン者の季節労働が主流になりつつあります。

◎「地域まるっと中間管理方式」を選択した理由は？

押井営農組合では、数年前から法人化を検討してきました。周辺では、農事組合法人を設立する地域もありましたが、法人の代表理事はもう一つしっくりこないと感じていたところ、「地域まるっと中間管理方式」と出会い、「自分が考えていることと同じ」だと直感したそうで

す。「地域まるっと中間管理方式」を選択した理由を次のように語っています。

①ゆるい共同体である

②中山間直接支払、多面的機能支払等の取組を一体的に運営できる
（会計を区分して運営）

③馴染みがある

この①と②が重要なポイントです。すでに一般社団法人を運営しているからこそわかることなのでしょう。

◎中山間地域の一つのモデルになる！

自作希望農家とは特定農作業受委託契約を締結しますが、自分でできない機械作業は法人に委託してもらいます。法人の直接経営の主な収入は農作業料金です。この方式でないと法人経営は成り立たないと代表理事は言います。「集落の農地は自分たちで守る」という強い想いで合意形成されているのです。私は、中山間地域の一つのモデルになると考えます。

◎地域の想いを叶える取組を展開しよう！

取組のパターンは地域の数だけあるのかもしれません。型にはめるのではなく、地域の想いにしっかりと耳を傾け、その想いを叶える取組を地域とともに展開していくことが重要です。（次回に続く）

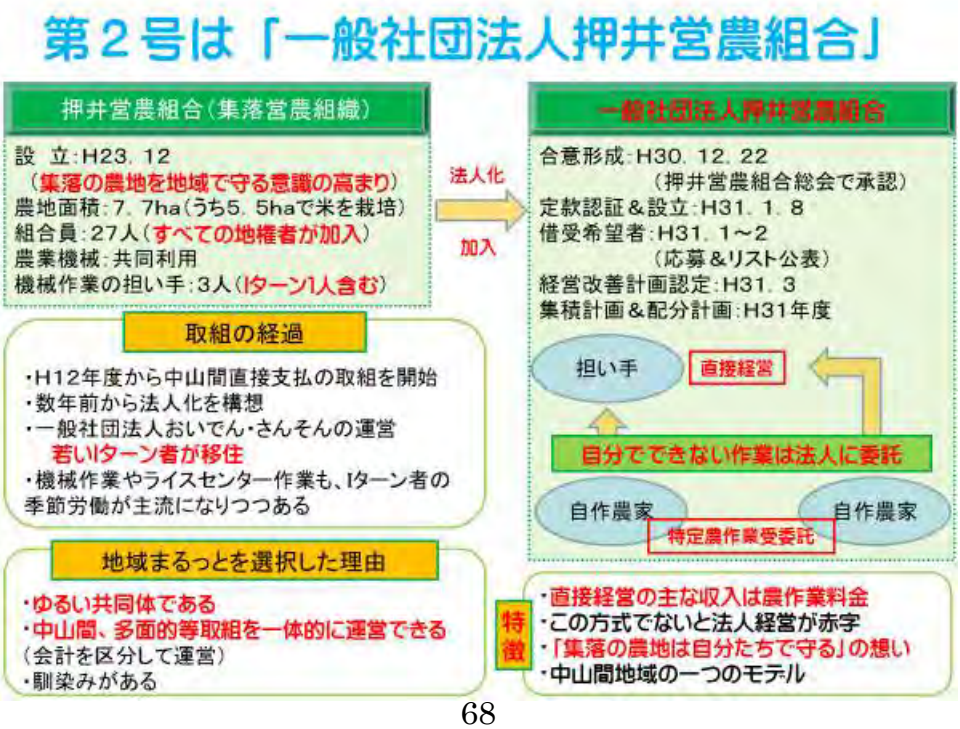

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第33回：「需給バランスの原則」と「希少価値」

今回は、「ブランド」という用語について考えてみましょう。百科事典マイペディアでは、「商標、銘柄。通常、自社の商品・サービスと他社のそれとの差別化を図る目的で使用される。消費者にとっては、商品やサービスの質を判断する際の指標となる」と記されています。

また、世界大百科事典第２版では、「特定の売り手の製品及びサービスを識別するのに用いられる名称、記号、デザインなどを総称したもの」、さらに、マーケティング用語集では、「製品やサービス又はそれを提供する企業を区別するための名称や記号、デザイン、メッセージなど。消費者にとっては、自分に価値ある製品やサービスを識別させてくれるもの。ブランドにどれだけ強い価値を付加することができるかが重要」と記されています。

これらを総合して、私は、「信用」、「他社製品との差別化」、「消費者に価値ある製品と認識してもらうこと」などが重要なポイントになると考えています。

ここで、２つのキーワードを紹介します。１つ目は、「需給バランスの原則」です。資本主義を成り立たせている経済原理の一つであり、「あらゆる取引で成立する価格は、需要と供給のバランスで決まる」というものです。一言で言うならば、「多数者は常に損をする」、「得をしたかったら、少数者になる」ということ、もう少し分かりやすく言えば、「少数者が多数者の足元を見て、自分にとって有利な条件に誘導していくことが容易にできる」ということです。

２つ目は、「希少価値」です。「需給バランスの原則」と並んで、市場経済では重要な概念です。「希少価値」とは言うまでもなく、「少ないものには価値がある」、「少ないものほど価値が高い」ということです。分かりやすく言えば、「得をしたかったら、人がやらないことをや

る」、「人の真似をしていてはダメ」ということになります。

「当たり前じゃないか」と思われるかもしれませんが、実際の場面では、意外と盲点になっているように感じることがあります。

例えば、「Ａ」というブランドがあり、実需者から、「まだ需要があるのでもっと生産を増やしてほしい」という要望があったとします。１～２割程度ならともかく、もし流通量が２倍にもなったら、現在の価格を維持できるでしょうか。「希少価値」でなければ、消費者は、「自分にとって、これまでと同等の価値あるもの」と認識しなくなるでしょう。「希少価値」だからこそ、ブランドが成り立つのです。重要なことは、新規需要の開拓はもちろんのこと、これまで以上に高品質生産に努め、消費者の信用に応えていくことだと思います。

また、「希少価値」を狙って、新規作目の栽培に取り組むとします。いい着眼点だと思いますが、他産地の真似では、軌道に乗った頃には、供給過剰で価格も伸び悩むことになりかねません。需要に供給が満たないうちはいいでしょう。しかし、みんなが一斉に取り組めば、忽ち供給過剰になってしまいます。「希少価値」を見る眼を養っていくことが肝要です。（次回に続く）

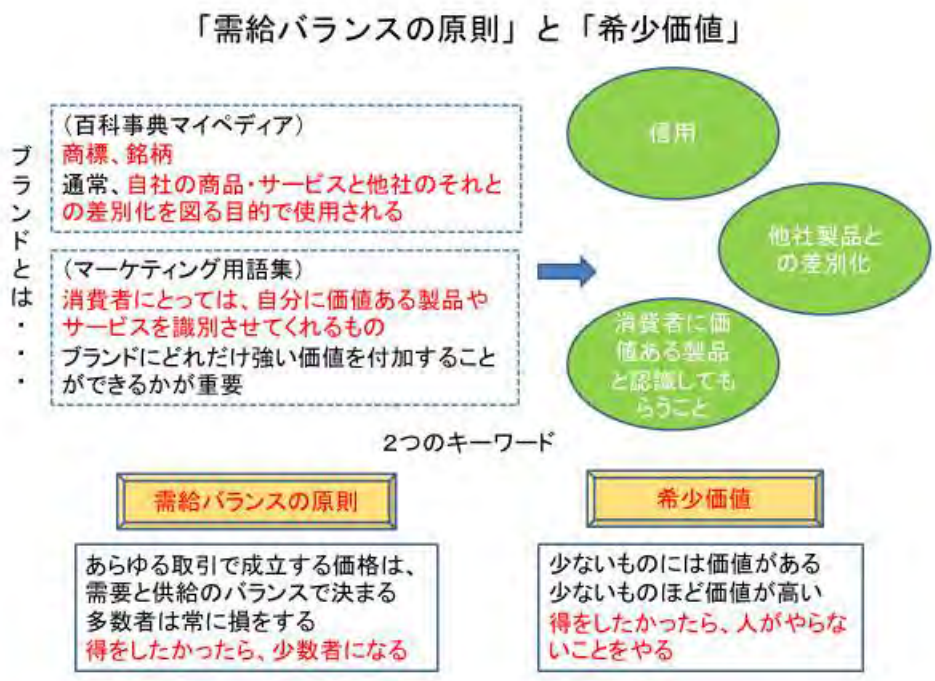

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第34回：ニッチ分野に商機あり

「地域ブランドの創出」には、「希少価値」を見る眼を養っていくことが肝要です。そこで、今回は、「人がやらないことをやる」、「逆転の発想」といった観点から考えてみたいと思います。

◎人がやらないことをやる

先ず、昨年２月に日本農業新聞で紹介された福井県の稲作経営者の取組です。生産から販売までの一体型の農業経営を目指し、米粉を使った６次産業化を始めました。米粉パンだけでなく、日本でも人気が高まっているベトナム料理に欠かせない米粉麺フォーに着目し、フォーに合う長粒種の生産を開始しました。付加価値を高めるため、自社加工に取り組めば、１ｋｇ２００円の米で２千円の商品を生み出すこともできるそうです。

国内の米の需要が年間８万トン減少していることに危機感を抱き、１人当たりの米の年間消費量が１５０ｋｇ以上あるベトナムに目をつけ、現地法人と合弁会社を立ち上げて、ベトナムで日本米の生産に取り組むとともに、福井県産の米粉を使ったパンやスイーツの販売にも着手しています。「誰もやらない仕事をやる」ことを信条としています。

次は、昨年７月に日本農業新聞で紹介された石川県の稲作経営者の取組です。イタリア料理店のシェフから「安価なイタリア米を作ってほしい」と懇願されたことをきっかけに、リゾットを作るのに最適なカルナローリ米の種もみを海外から取り寄せ、手探り状態で栽培を始め、今では、国内最大規模の８ｈａで生産しています。首都圏や関西圏のレストランを中心に引き合いが強く、全国１０店舗以上の卸売店に供給しています。

新たなニーズに応えるため、スペイン米にも取り組んでおり、ニッチ分野に挑戦する米産地や稲作経営者がもっとあってもいいのではと

感じているそうです。

◎逆転の発想

厄介者が役に立てば、こんなありがたいことはありません。昨年５月の日本農業新聞に掲載された「臭いけど、人の役に立つ！ドクダミを薬に」という記事が私の目を引きました。私も、庭にはびこる多年草のドクダミに頭を悩ませています。繁殖力が強く、ちぎれた地下茎からでも広がっていくので、除草が大変です。１５～２０ｃｍほど土を掘り起こして、丁寧に地下茎を取り除く必要があります。

臭くて繁殖力旺盛な雑草という短所を逆手にとって、耕作放棄地解消､獣害対策及び地域づくりに活用してはどうだろうか｡ドクダミは、強い臭気ゆえにイノシシも近づきません。集落の周辺部に植え付ければ、獣害対策になります。また、十薬とされ、解毒作用や動脈硬化予防など１０種類を超す薬効が期待できますので、生薬会社との契約栽培により出荷すれば、所得向上に繋がります。さらに、手間がかからず高齢者でも取り組めるので、耕作放棄地解消も期待できます。

地域のイメージアップという点から、二の足を踏む産地もあるかと思いますが、多くの地域が直面している課題を解決する有望な取組ではないでしょうか。（次回に続く）

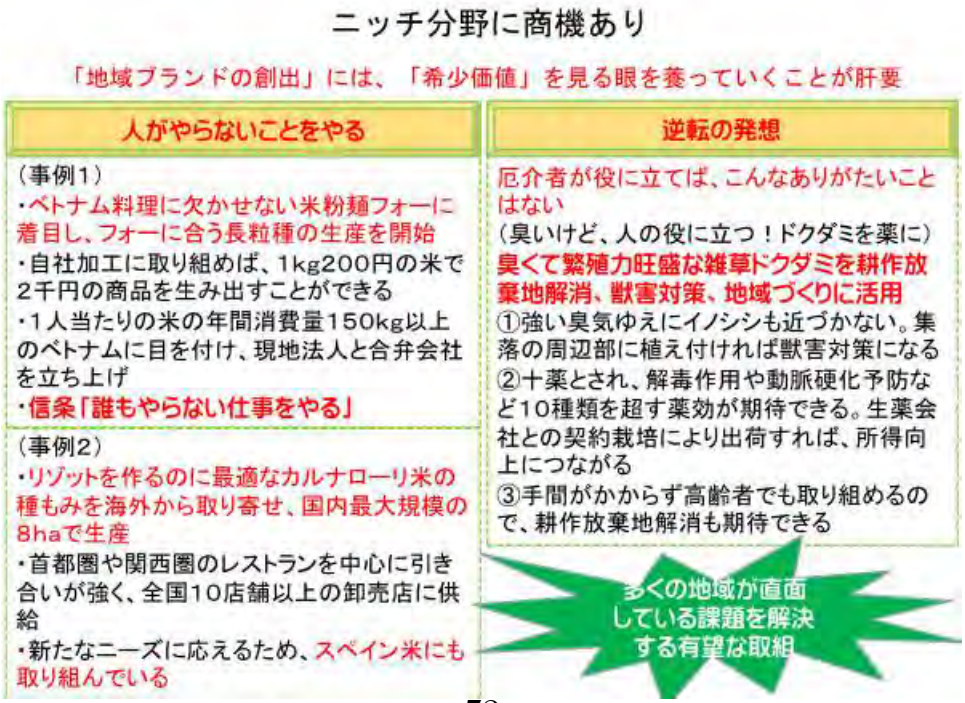

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第35回：一般社団法人押井営農組合のチャレンジ

平成３１年１月８日に設立した「一般社団法人押井営農組合」は新たな取組にチャレンジしていますが、その前段には、「おいでん・さんそんセンター」の地道な活動があります。

◎おいでん・さんそんセンターの設立

都市には、生活利便性や産業の集積等の強みがある反面、自然が少ない、生きがい不足、人間関係が希薄等の弱みがあります。一方、山村には、過疎高齢化や耕作放棄地の拡大等の弱みがある反面、豊かな自然環境や相互扶助の精神等の強みがあります。豊田市は、都市と山村を双方の強みで弱みを補うことができればと考え、２５年８月８日、都市と山村を繋ぐ中間支援組織「おいでん・さんそんセンター」を設立しました。

いなかとまちの人・地域・団体・企業が「つながる」プラットフォームです。取組の柱は、次の３つです。

①いなかとまちの交流コーディネート（マッチング）
②いなか暮らし総合窓口（移住）
③「支え合い社会」の研究・実践

取組事例として、高校生も一緒になって「とよた里山猪肉カレー」を発売し、２万食を売り上げ、昨年、「ディスカバー農山漁村の宝」の優良事例に選定されました。また、年間４０世帯の子育て世代の移住を目標に取り組み、８年間で４００世帯が移住するなど目標をクリアしています。

移住者は３０～４０代が６割を占めています。前住所を見ると、市内４７％、県内４１％、県外１２％となっており、「県内からの移住が９割」と多いことが大きな特徴です。

◎地域の意識をどう変えるか

しかし、２８年３月に策定した「山村地域の振興及び都市との共生

に関する基本方針」においては、２０４０年に山村の２００集落のうち、５０集落が消滅し、１００集落が「限界集落」になると推計されています。重点取組は、先ず「移住・定住の促進」です。

１０年後には、５戸に１戸が空き家になるかもしれないと言われています。空き家を使うか放置するかが地域の明暗を分けます。決めるのは「地域の皆さん」であり、「地域の意識をどう変えるか」がポイントになります。

これまでの活動で見えてきたものは、①都市と山村をつなぐ「中間支援」が必要、②移住者受入れで山村地域の持続化は可能、③都市を都市らしく山村を山村らしく磨き上げる、④活性化とは安心できる暮らしが続くこと、⑤持続可能社会は都市と山村の支え合いから　です。

◎「地域まるっと中間管理方式」によるＣＳＡプロジェクト

支え合う持続可能な社会を目指す「おいでん・さんそんセンター」の取組を具現化する一つのチャレンジが「地域まるっと中間管理方式」によるＣＳＡプロジェクト（Community Supported Agriculture）であると、法人の代表理事は語っています。

「持続可能な中山間地域農業の実現を目指す集落」と「多面的機能を理解し、顔の見える関係で安全・安心な農産物を安定的に求める消費者」が支え合う体制を作り上げます。「減農薬源流米ミネアサヒ」の再生産価格（３万円／俵）での販売を目指していきます。（次回に続く）

一般社団法人押井営農組合のチャレンジ

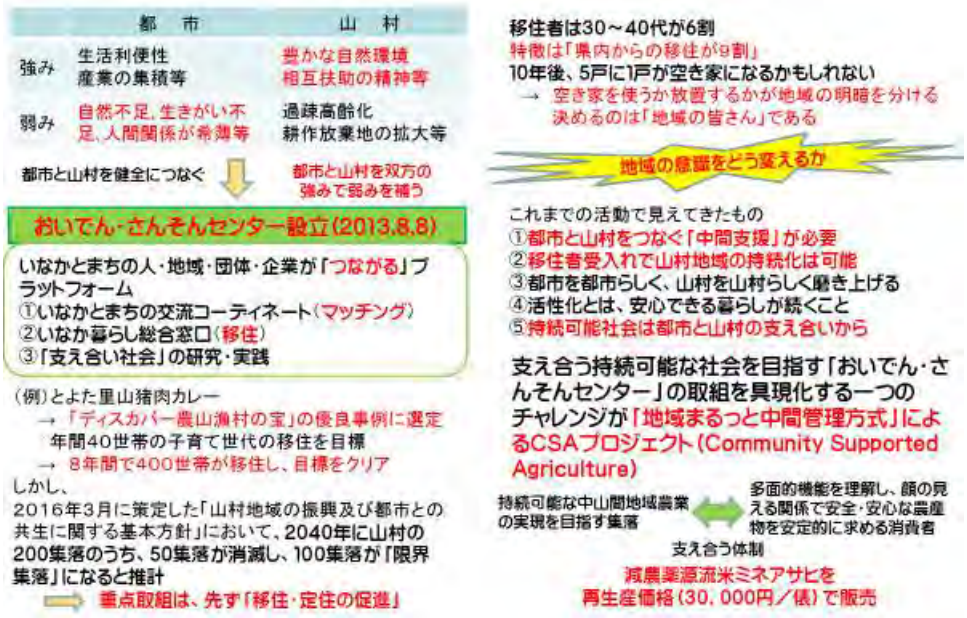

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第36回：果樹産地で活用すると・・・

◎果樹をめぐる情勢

全国の果樹農家（平成２７年農林業センサス）は２１０，７１４戸となっており、５年前と比べて１３．１%減少しています。年齢別にみると、６０歳未満の農家が３４．５%減少するなど、高齢化が急速に進んでいます。なお、７０歳以上の農家は６．１%の減少にとどまり、６０歳代の農家はほとんど減少していません。

このような生産構造を勘案すると、次の５年間では、６０歳未満の農家の減少はもちろんのこと、６０歳代の農家の減少も見込まれます。離農が想定される世代の技術を次の世代に引き継ぐ対策を早急に講じる必要があります。

果樹は、収穫等機械化が困難な作業や剪定など高度な技術が必要な作業が多く、労働集約的であることから、水稲と比べて主業農家の割合が高くなっています。また、「果樹農業振興基本方針」の担い手の目標（栽培面積約２ｈａ）を達成している農家は、主業農家全体の１７%程度である一方、主業農家の５６%は栽培面積１ｈａ未満となっています。さらに、うめ（６４%）、かき（４８%）、ぶどう（４６%）、みかん（４５%）など中山間地域での栽培が多いという特徴があります。

◎「地域まるっと中間管理方式」を活用すると・・・

本県では、平成２６年度に実施した生産構造分析調査によると、５年後、１０年後に存続が危ぶまれる果樹産地が４割を超えるという結果が出ています。

少しは規模拡大農家がいるとしても、規模縮小農家や離農農家が多く、生産力を維持していくことが困難な果樹産地が相当数あります。このような産地では、Ｕターン、Ｉターンにより、若い新規参入者を呼び込む必要があります。

重要なポイントは、「円滑な農地の貸借」と「新規参入者の研修システム」です。これらは、個々の農家で対応することは難しく、部会が一丸となって取り組むことが求められています。任意組織でも不可能ではありませんが、部会で一般社団法人を設立して対応してはどうでしょう。部会内の規模拡大農家、現状維持農家、規模縮小農家、離農農家みんな農地をまるっと機構に貸し出してください。機構は、部会が設立した一般社団法人にその農地をまるっと貸し付けます。

一般社団法人が、責任をもって円滑な農地の貸借（実際は特定農作業受委託契約の締結）、新規参入者の研修を進めます。果樹栽培に取り組みたいという新規参入者はたくさんいます。秀でた栽培技術を持ちながら後継者がいないために、自分の代で終わりだと考えている離農農家等が指導役を引き受け、新規参入者が栽培技術と知識を身に着けた段階で、その経営を引き継いでいくシナリオを描ければと考えています。

一般社団法人が責任を持つから、農地の出し手も受け手も、さらには、新規参入者も安心して取り組めるのです。農地の利用権が一般社団法人にあることが大きなポイントになります。（次回に続く）

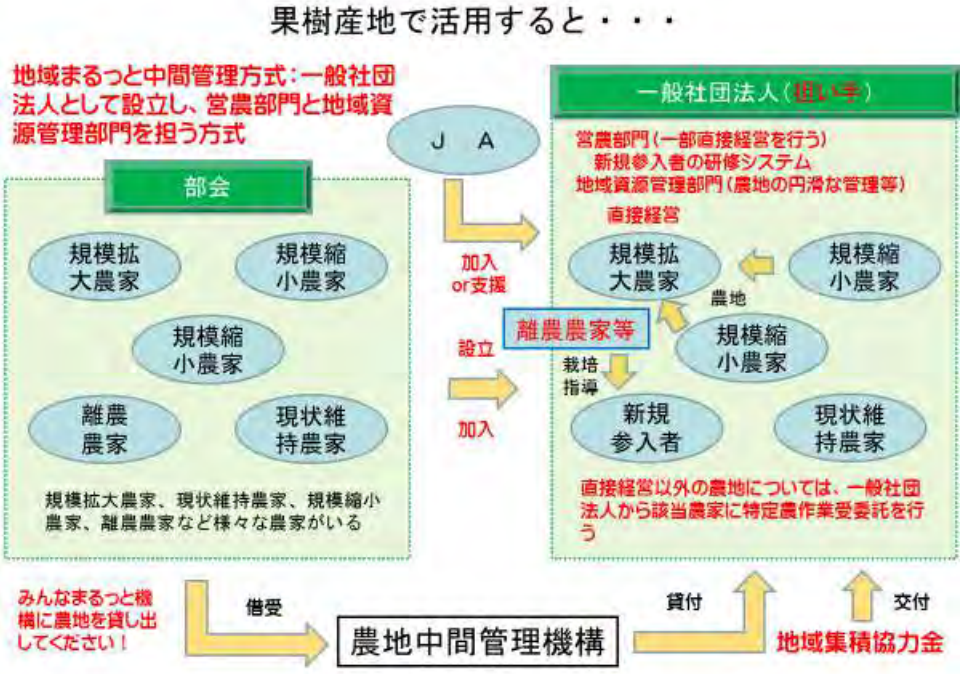

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第37回：私の提案「人・農地プランの実質化」

農地集積・集約化の前提となる「地域における話し合い」が低調です。国は、今年度から、地域の徹底した話し合いにより担い手への農地集積・集約化を加速化させるため、耕作者等の年齢や後継者の確保状況などの現況を地図により把握すること及びこれに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載すること等、今後数年で大宗の地域で人・農地プランを実質化させる取組を推進するとしています。

具体的なプロセスは次のとおりです。

①アンケートの実施（対象地区の相当部分について概ね５～１０年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること）

②地図による現況把握（対象地区において、アンケート結果を基に、以下の内容が記載された地図が作成されていること）

ア、７０歳以上の耕作者が耕作する農地

イ、アのうち後継者未定の者が耕作する農地

③集落における農地利用を担う人に関する方針の作成（対象地区を原則として集落ごとに細分化し、５～１０年後に農地利用を担う人に関する方針を定めること）

そして、実質的な人・農地プランを策定した地域に、地域集積協力金を交付するとしています。（初めの２年間は、プランの実質化に向けた工程表が作成されている地域を含む）

◎現況把握はすべての出発点

私は、常々、「現況把握はすべての出発点」と言い続けてきました。現況把握が法律に位置付けられることは評価しますが、市町村は「本当にできるだろうか」と大きな不安を感じていると推察します。

ここで、「何が重要なのか」を改めて考えてみましょう。現況を地図により把握するとともに将来予測を行い、産地関係者が共通認識を持って「地域における話し合い」を進めることが重要なのです。

アンケートを実施する場合は、作成、配布、回収、集計分析といった手順が必要です。時間がかかり、話し合いは年度の後半にずれこむのではないかと懸念しています。

◎解決策は「担い手からの耕作状況の聴き取り」

私が提案する手法は「担い手からの耕作状況の聴き取り」です。本県は、農作業受委託が多い土地柄で、その他に相対もあります。農作業受委託を含めた耕作状況が真の現況であり、現況把握のためには、「担い手からの耕作状況の聴き取り」が最適です。

初めに、地籍図（原図）を準備して、担い手から耕作状況を聴き取ります。担い手不在の地域は難しいかもしれませんが、この手法により地域の農地の８割超の耕作状況を把握できると考えています。聴き取った耕作状況から担い手別土地利用現況図を作成します。

次に、産地関係者が集まって、現状分析、課題の洗い出し、「目指すべき将来の姿」の原案を作成します。そして、地域における話し合いを実施します。「子どもたち、孫たちにどのように農地を残していくのか」将来に想いを馳せながら合意形成を進め、５年後、１０年後を見据えて、集落における農地利用を担う人に関する方針を作成します。最後は、マッチングや交換分合等の実践活動です。先ずは、取り組みやすい地域を選んで作成してみましょう。（次回に続く）

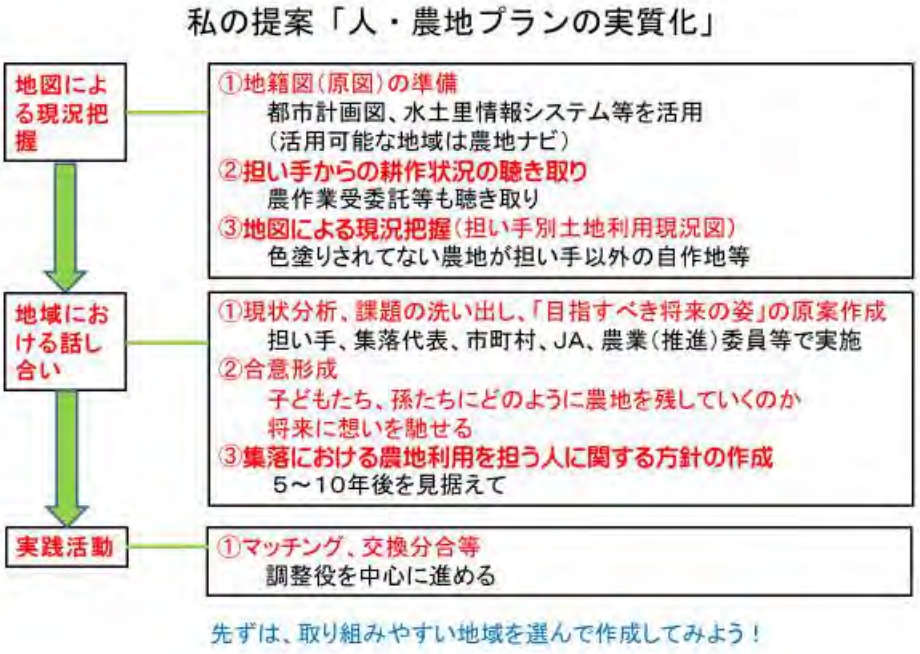

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第38回：「人・農地プランの実質化」の手順

今回は、「人・農地プランの実質化」の手順について解説します。

◎手順１：「５～１０年後の農地利用を考えよう」という想いがあるか

初めに確認すべきことがあります。それは、担い手や集落代表を始めとした産地関係者に「５～１０年後の農地利用を考えよう」という想いがあるかということです。その想いがなければ、作業を進めていく過程で、「私たちはそのようなことは言っていない」とか「そんなことを頼んだ覚えはない」ということにもなりかねません。

担い手の協力は必須です。「先ずは現況を把握して、ウィンウィンになるような農地利用を考えよう」と理解を求めましょう。担い手の理解が得られて、初めてスタートです。

◎手順２：地籍図（原図）の準備

次に、地籍図（原図）を準備します。私のお薦めは、都市計画図の活用です。多くの市町村では、ホームページから都市計画図をダウンロードできます。筆の境界線がはっきりしていれば大丈夫です。ＰＮＧファイル又はＪＰＥＧファイルで保存し、聴き取り用に印刷します。水土里情報システムや農地ナビを活用する場合は、白図を使用してください。

◎手順３：**担い手からの耕作状況の聴き取り**

地籍図の準備ができたら、その地域で最も耕作面積が大きい担い手から耕作状況の聴き取りをします。農作業受委託、手続きを取っていない農地情報も聴き取ります。わからない部分があれば、その次に耕作面積が大きい担い手から聴き取りをします。私の経験から言うと、一人ずつ聴き取りをする方がいいでしょう。この手法により地域の農地の８割超の耕作状況を把握できると考えています。

◎手順４：**地図による現況把握**（担い手別土地利用現況図の作成）

聴き取った耕作状況を基に、ＰＮＧファイル又はＪＰＥＧファイルにペイントソフトを活用して色塗りし、担い手別土地利用現況図を作成します。色塗りされてない農地が担い手以外の自作地等になります。

◎手順５：現状分析、課題の洗い出し、「目指すべき将来の姿」の原案作成

地域における話し合いに先立って、担い手、集落代表、市町村、ＪＡ、農業委員、農地利用最適化推進委員等産地関係者で現状分析、課題の洗い出し、「目指すべき将来の姿」の原案を作成します。

◎手順６：地域における話し合い

そして、地域における話し合いです。「子どもたち、孫たちにどのように農地を残していくのか」将来に想いを馳せながら、合意形成を進め、５～１０年後を見据えて、**集落における農地利用を担う人に関する方針を作成**します。

◎手順７：実践活動（マッチング、交換分合）

最後は、マッチングや交換分合等の実践活動です。地域の調整役を中心に進めてください。（次回に続く）

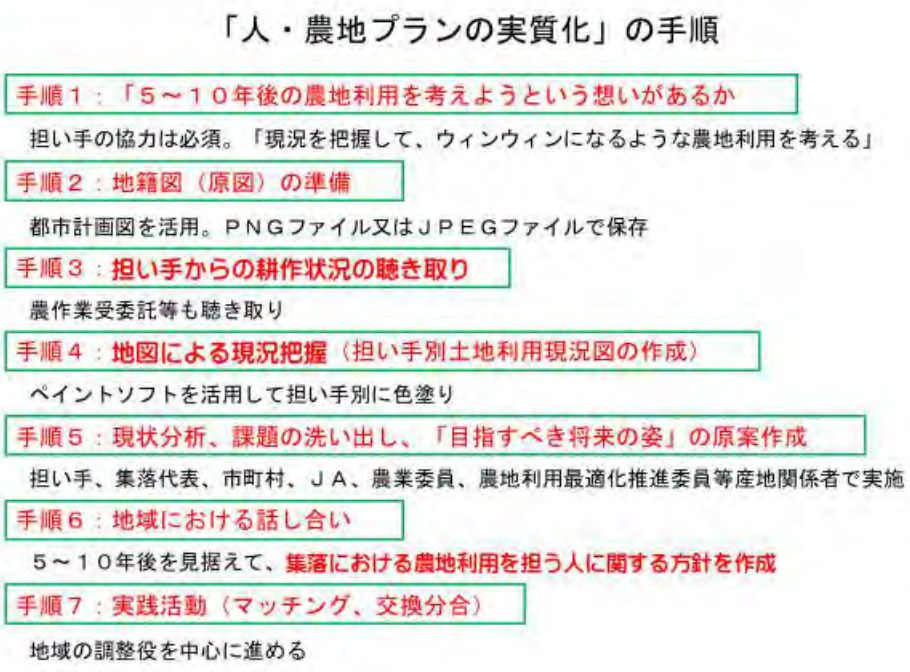

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第39回：6次産業化と農商工連携

平成２３年３月１日に「六次産業化・地産地消法」が施行されて以降、６次産業化に対する関係者の期待は大変大きく、農業者の所得向上の有力な取組としてＰＲされています。

◎６次産業化に取り組む農業者の留意点は？

６次産業化は、「農林漁業者等（以下「農業者」と表記する。）が生産と併せて、加工部門やサービス・販売部門を一体的に推進する活動」です。国は、経営の改善を図るために農業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行い、６次産業化プランナーの派遣や食料産業・６次産業化交付金等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援しています。計画の認定を受けた農業者に対する平成２９年度フォローアップ調査によると、５年間総合化事業に取り組んできた者の８割近くが売上げを伸ばしています。

留意点は３つあります。１つ目は、生産基盤の確立です。生産基盤が確立できていない事業者が、６次産業化に取り組んでも、「加工原料を安定的に確保できない→商品を安定供給できない→販路を拡大できない」という負の連鎖に陥る恐れがあります。

２つ目は、加工の技術的課題の解決です。加工の技術的課題が解決していないうちに加工施設を本格整備すると、商品供給の停滞や設備の稼働率低下を招き、収益が大きく圧迫されます。食品加工事業者との連携による製造委託も選択肢に入れながら、新商品開発段階での十分な検討が必要です。

３つ目は、市場調査による需要把握です。需要の把握が不十分のまま事業を開始すると、取引が成立せず販売で苦戦し、経営へ悪影響を及ぼします。事前の試験販売等により、自社商品の立ち位置、顧客の絞り込み、販売見込みの検討などをしっかり行う必要があります。

◎農商工連携に取り組む農業者の留意点は？

一方、６次産業化と対比されるのが農商工連携です。根拠法は、平成２０年７月２１日に施行された「農商工等連携促進法」です。概要は、「中小企業者と農業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う活動」です。

６次産業化よりも早く制度化されていますが、制度の枠組みは６次産業化とほぼ同じです。国は、経営の改善を図るために、中小企業者と農業者が共同して行う農商工等連携事業について、計画の認定を行い、専門家の派遣や食料産業・６次産業化交付金等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援しています。

農業者の留意点は３つあります。１つ目は、原材料の供給先のみに非ずということです。もちろん原材料の供給先であるのですが、実は規格外農産物を安価に供給しているだけというケースが多く、こうならないことが重要です。

２つ目は、イニシアティブをとることです。１つ目と関連しますが、中小企業者との共同事業なので、中小企業者任せにするのではなく、農業者がイニシアティブをとるくらいの気持ちで取り組む必要があります。

３つ目は、所得向上に繋げることです。農業者自らの経営計画に基づいて、中小企業者と共同して事業を行い、農業所得の向上に繋げていくことが肝要です。

◎自らの経営計画にしっかりとした位置づけが必須

ここで、６次産業化と農商工連携の取組のポイントを３つにまとめます。１つ目は、自らの経営計画の中にしっかりと位置づけることです。先ず、生産基盤を確立し、次に、どのように経営を発展させていくのかしっかりと経営計画を立て、そして、その中で加工や販売をどう位置づけるのかが重要です。６次産業化プランナーから、「相談に来る農業者の中には、自ら何をしたいのか全く考え（構想）を持っていない方もいる」という話をたびたび耳にします。言ってみれば、丸投げです。これでは、成功するはずはありません。

一方、６次産業化に取り組もうとする農業者からは、「プランナーから新しい提案がない」という話も聞きます。しかし、農業者が自らの経営についてしっかりとした考えを持っていなければ、アドバイスの

しようもないと思います。６次産業化と農商工連携、どちらを選択するのかについても、自らの経営計画の中で決めることになります。

◎マーケットイン（売れるものづくり）の発想で！

２つ目は、マーケットインの発想です。プロダクトアウトからマーケットインへ。今や、当たり前になっていることですが、意外にできていないのが実情です。事前の試験販売等により、自社商品の立ち位置、顧客の絞り込み、販売見込みの検討などをしっかり行う必要があります。

◎女性の活躍が欠かせない

３つ目は、女性の活躍です。消費者目線で考えれば、女性の活躍が欠かせません。国の調査によると、女性が活躍する経営は経常利益増加率が高く、女性は６次産業化の展開、農業経営の発展、地域農業の振興に重要な役割を果たしています。このように、女性がしっかりと力を発揮していくことが求められています。（次回に続く）

６次産業化と農商工連携

	６次産業化	農商工連携
概　要	農業者が生産と併せて、加工部門やサービス・販売部門を一体的に推進する活動	中小企業者と農業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う活動
留意点	生産基盤の確立 加工の技術的課題の解決 市場調査による需要把握	原材料の供給先のみに非ずイニシアティブをとる 所得向上に繋げる

◎自らの経営計画にしっかりとした位置づけが必須
◎マーケットイン（売れるものづくり）の発想で！
◎女性の活躍が欠かせない
○ものがたり性があれば最高
○消費者に感動を与える！

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

第40回：女性が活躍する経営は伸びる！

女性は農業就業人口の４６．１％（平成３０年）を占め、また、基幹的農業従事者では、５０歳代において女性の割合が最も高くなるなど、農業の担い手として重要な役割を果たしています。

◎女性役員・管理職がいる経営は収益力が向上

農林水産省の資料によると、販売金額が大きい経営体では、女性が経営方針の決定に参加する傾向が強くなっています。また、日本政策金融公庫「平成２８年上半期農業景況調査」によると、経営に参加する女性の割合が増加している経営体は、増加していない経営と比べて、収益力（経常利益増加率）が高くなっています。そして、女性が経営主又は女性役員・管理職がいる経営は、そうでない経営と比べて、収益力が大きく向上する傾向があります。意外に思うかもしれませんが、その女性の担当分野については、営業・販売部門を担当している経営の方が、６次産業化（加工・商品開発等）を担当している経営より収益力の伸びが大きくなっています。

また、女性の認定農業者は、共同申請の制度ができた平成１５年から約３倍に増加し、平成３０年には４．７％となりましたが、十分な数とは言えません。

◎地域農業の振興、農業経営の発展等に重要な役割を果たす女性

一方、地域の農産物を活用した特産品づくりや直売所での販売など、農村女性の起業活動への取組は、地域農業の活性化、魅力ある地域づくりなどに大きく貢献しています。しかし、平成１９年以降、取組数は横ばい状態にあり、年間売上金額が３００万円未満の零細な経営体が全体の約半数を占めるなど、今後は経営の高度化・安定化に向けた取組が重要になっています。

このように、女性農業者は、地域農業の振興、農業経営の発展、６

次産業化の展開などに重要な役割を担っており、一層その能力を発揮できるよう支援する仕組みが求められています。国においては、地域農業のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を支援するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業経営体への支援を行い、女性にとって魅力ある職業としての「農業」を実現していくこととしています。

◎女性農業者の一層の活躍推進を！

女性農業者が日々の生活や仕事の中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデア等と結びつけ、新たな商品やサービス等を創造し、情報を広く発信していくため、「農業女子プロジェクト」が実施されています。平成２５年１１月に、自動車、ファーストフード、旅行会社、ホテルなど様々な業種の企業とのコラボを開始し、平成３１年４月時点で７５９名の農業女子と３４企業・６教育機関が参加しています。

消費者目線で考えれば、女性の活躍が欠かせません。優れた経営体においては、必ずと言っていいほど、女性が重要な役割を果たしています。女性が活躍する経営は伸びていくのです。（次回に続く）

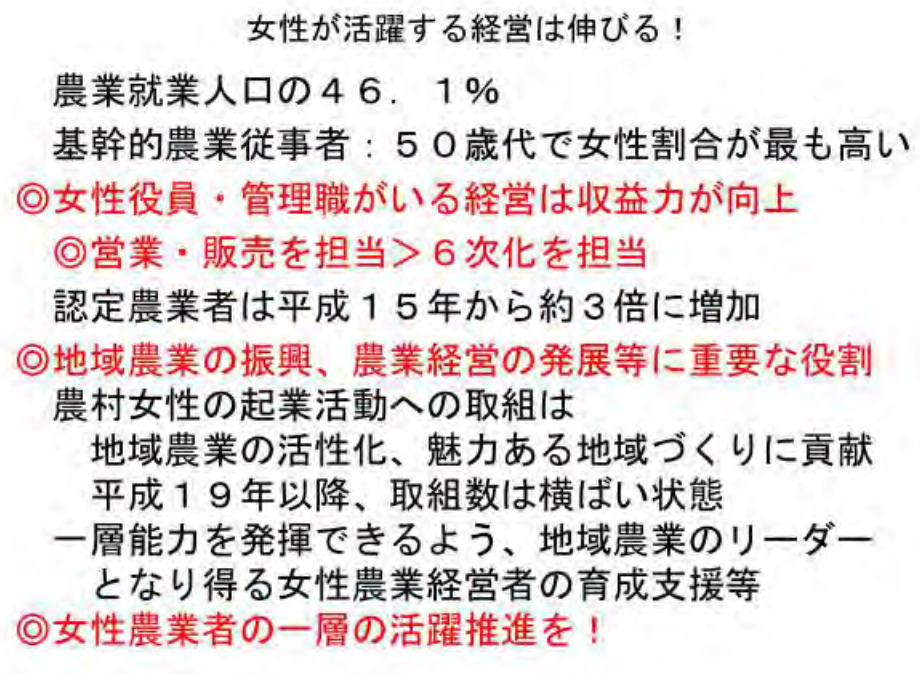

「地域まるっと中間管理方式」のすすめ

最終回：地域の想いを叶える取組を展開しよう！

理事長可知祐一郎として４年に渡り、メッセージの発信を続け、今回第１００回を迎えました。これまで、読者の皆様から幾度となく温かい激励のお言葉やご意見を頂戴しました。この誌面を借りて心から感謝申し上げます。

◎多様性に富み、自由度が高い手法である

２年前に当基金が提案した「地域まるっと中間管理方式」には、全国からの視察研修や問い合わせが相次ぎ、すでに１５件を超えています。現在、「地域まるっと中間管理方式」は、本県で２法人、福井県小浜市で２法人が設立され、活動を展開しています。また、宮崎県高千穂町においても、法人設立に向けた取組が進んでいます。

地域の想いを叶える取組を展開しよう！

型にはめるのではなく、地域の想いにしっかりと耳を傾け、その想いを叶える取組を地域とともに展開していくことが重要である。

法人名	ファーム長沢の里	押井営農組合	太良庄荘園の郷
所在地	愛知県豊川市	愛知県豊田市	福井県小浜市
設立	平成30年6月	平成31年1月	平成30年5月
地域区分	中間農業地域	山間農業地域	山間農業地域
地域の特徴	・認定農業者は1戸（親子2名）のみ。 ・将来に対する危機感がある。 ・地域の農業を守っていくという強い想いがある。	・集落の農地を地域で守る意識の高まり。 ・若いIターン者が移住し、機械作業やライスセンター作業の担い手になっている。	・1つの法人と複数の個人の認定農業者がいるが、分散したほ場で耕作を行っている。 ・高齢化も進行している。
農地面積	38ha	7．7ha	74．8ha
集積面積	33．75ha	7．7ha（目標）	64．3ha
「地域まるっと中間管理方式」を選択した理由	・地域のみんなの協力が得られる、地域のみんなで長沢の農地を守っていけると考えたから。	・ゆるい共同体である。 ・中山間直接支払、多面的機能支払等の取組を一体的に運営できる。 ・馴染みがある。	・担い手が耕作を続けられなくなった場合、スムーズに次の耕作者に引き継げる。 ・法人が中心となり、複数年かけて集約を行う。

一般社団法人ファーム長沢の里、一般社団法人押井営農組合、福井県小浜市の一般社団法人太良庄荘園の郷の取組概要をまとめました。共通しているのは、「将来に対する危機感」と「地域の農地を地域で守

っていくという強い想い」です。しかし、地域区分、地域の状況、担い手の確保状況などは異なっています。

「地域まるっと中間管理方式」を選択した理由についても、「地域のみんなの協力が得られると考えた」（ファーム長沢の里）、「中山間直接支払、多面的機能支払等の取組を一体的に運営できる」（押井営農組合）、「担い手が耕作を続けられなくなった場合、スムーズに次の耕作者に引き継げる」（太良庄荘園の郷）と三者三様です。また、高千穂町役場の担当者は、「シンプルなシステムであり、配分計画の変更が不要」とメリットを語っています。

このように、「地域まるっと中間管理方式」は多様性に富み、自由度が高い手法です。型にはめるのではなく、地域の想いにしっかりと耳を傾け、その想いを叶える取組を地域とともに展開していくことが重要です。

◎歴史的にも新しい手法である

本年１月、ふくい農林水産支援センター主催の研修会に招かれましたが、その研修会の名称が「農業の未来を変える研修会」でした。「集落営農が農業の未来を変える？」と思いましたが、一般法人法が施行されてまだ１０年です。そういう意味においては、「地域まるっと中間管理方式」は、大きな発展の可能性を秘めた手法であると言えるのかもしれません。

◎ともに進めよう！魅力ある地域づくり

平成２７年６月２３日以来、４年間の長きに渡り、理事長を務めてきましたが、６月３０日で理事長を退任します。現場に学び、担い手に教えられ、一歩一歩成長できた４年間でした。

私が改めて認識した自らのテーマは「魅力ある地域づくり」です。高齢化と担い手不足が深刻化する中、本県を始めとして、全国の産地関係者とともに、今後とも目指すべき将来の姿の実現に向けて取り組んでいきます。人・農地プランの実質化に向けて、オリジナル提案もしています。是非、お気軽にご相談ください。